

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第30号 2014年2月

## HEADLINE

本号では当財団が独立行政法人国際協力機構(JICA)、法務省法務総合研究所国際協力部と共催、外務省、財務省財務総合研究所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が後援して平成25年6月12日(水)にJICA竹橋合同ビル9階講堂で開催された講演会“「ミャンマーの発展と課題」～法的側面を中心として～”を取り上げました。

本講演会では、先ずミャンマー連邦法務長官トゥン・シン氏に「ミャンマーの法制度及びビジネスに関する最新情報」の基調講演をいただき、そのあとミャンマーから来日された方の講演、シンガポール在住の日本人弁護士の報告、最後に両国のパネリストによるディスカッションが行われました。会場は、熱心に講演を聞いていただく方で満席となり、質疑応答も活発に行われ、ミャンマーのビジネスに関する法制度の関心の高さを伺うことができました。

### (目次)

- 1、開会挨拶  
市川雅一 JICA 理事…………… 2  
酒井邦彦 法務省法務総合研究所長…………… 4
- 2、来賓挨拶 キン・マウン・ティン (H. E. Mr. Khin Maung Tin) 駐日ミャンマー大使…………… 5
- 3、基調講演 「ミャンマーの法制度及びビジネス法に関する最新情報」  
トゥン・シン (H. E. Dr. Tun Shin) ミャンマー連邦法務長官……………別紙①
- 4、講演  
(1) 「ミャンマー連邦議会の構成と法律制定過程」  
ティー・クン・ミヤツ (H. E. Mr. TiKhun Myat) 連邦議会(下院)法案委員会委員長……………別紙②  
(2) 「ミャンマー連邦法務長官府の役割」  
チャー・モー・ナイン (H. E. Mr. Kyaw Moe Naing) ヤンゴン管区法務長官……………別紙③
- 5、報告 「ミャンマー民商事基本法制調査報告」  
弁護士 小松岳志 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス…………… 7

6、パネル・ディスカッション 「ミャンマー法整備における取組みと今後10年の課題」……………11

モデレーター 野口元郎 法務省法務総合研究所国際協力部 部長

パネリスト

ミャンマー側 トウン・シン (H. E. Dr. Tun Shin) ミャンマー連邦法務長官

チャー・モー・ナイン (H. E. Mr. Kyaw Moe Naing) ヤンゴン管区法務長官

日本側 鮎京正訓 名古屋大学 理事・副総長 博士 (法学)

佐々山拓也 外務省アジア大洋州局アジア部南東アジア第一課長

小島英太郎 JETRO 海外調査部アジア大洋州課課長代理 (前ヤンゴン事務所長)

小松岳志 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス 弁護士

佐藤直史 JICA 国際協力専門員 弁護士

7、質疑応答 …………… 26

8、閉会挨拶 小杉丈夫 公益財団法人国際民商事法センター 理事…………… 34

(司会) JICA 国際協力機構産業開発・公共政策部法・司法課長 子浦陽一

(添付)

別紙① 「ミャンマーの法制度及びビジネス法に関する最新情報」

別紙② 「ミャンマー連邦議会の構成と法律制定過程」

別紙③ 「ミャンマー連邦法務長官府の役割」

別紙④ 「ミャンマー民商事基本法制調査報告」

(司会) ただ今より、研究会「『ミャンマーの発展と課題』～法的側面を中心として～」を開催します。私は本日の司会を務めさせていただき JICA 国際協力機構産業開発・公共政策部法・司法課長の子浦と申します。よろしく申し上げます。それでは初めに、本研究会の主催者の一つである JICA 国際協力機構理事 市川雅一より、開会の挨拶を頂きます。市川理事、よろしく申し上げます。

開会挨拶 (1)

市川 雅一 (JICA 理事)

おはようございます。JICA 国際協力機構理事の市川です。民間企業や法律事務所、大学研究機関からお越しの皆さま、政府関係者の皆さま、お忙しい中、法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター及び、我々 JICA の共催による当研究会にご参加いただき、誠にありがとうございます。主催者を代表して、トウン・

シン ミャンマー連邦法務長官、ティー・クン・ミャツ ミャンマー連邦議会法案委員会委員長、ミャンマー連邦法務長官府の皆様のご来日を心より歓迎し、本日、研究会を開催できることを大変嬉しく思います。

ご案内の通り、ミャンマーでは、2011年3月にテイン・セイン大統領を中心とする新政権が発足して以来、「民主化」、「経済改革」、「少数民族との和平」を3つの柱とした改革が精力的に進められています。我が国ではミャンマーの改革努力を積極的に支援し、支援分野を拡大してきています。

我が国のミャンマーに対する経済協力の支援方針は、3分野を重点としています。①少数民族を含めた国民生活の向上、②人材の能力強化や制度整備、③経済成長のためのインフラ整備です。

先月、ご案内の通り、安倍総理大臣が日本の総理大臣として36年ぶりにミャンマーを公式訪問され、テイン・セイン大統領との首脳会談が実現しました。この日緬首脳会談では、ミャンマー政府が現在取り組んでおられる民主化、法の支配の強化、経済の改革、国民和解といった課題の解決に向けて、日本も官民を挙げて支援していくことが表明されました。また、円借款510億円、無償資金協力・技術協力400億円の合計910億円の支援を、本年度末までに順次進める旨が表明されたところです。

JICAとしては、農業・農村開発、防災、投資環境整備、運輸・交通、地方開発、都市環境等、様々な分野での協力を行っています。

JICAの事業を具体的に幾つか紹介します。2015年の完成を目指して、ティラワ経済特別区、いわゆるSEZの開発が進められています。JICAはティラワSEZだけではなく、周辺地域にも継起する電力・港湾などのインフラ整備のための円借款を供与しました。また、このSEZ本体は、日本の商社連合によって民間ベースで進められますが、共同事業体に対して、環境・社会面への配慮が適切に行われることを前提として、JICAの海外投融资制度による出資の活用を検討します。

さらに、ミャンマーでは、既存の設備の老朽化、水力中心の電源構成に伴う渇水期の発電量の低下、そして最近の急激な電力需要の増加への対応が喫緊の課題となっています。JICAは、短期的な対応として、機器の劣化や老朽化が進んでいる水力発電所や火力発電所、変電所の改修、資金協力をすみやかに進めていきます。また、中長期的な課題への対応として、これまで電力関係部局や公社が個別に計画策定を行っていたことから、世界銀行やADBなどとも協調しつつ、総合的な電力開発計画作成を支援するとともに、安定的な電力供給に資する資金協力を検討していきます。

また、ミャンマーの経済発展を支える産業人材、ビジネス人材の育成を目的として、「日本センタープロジェクト」を実施するなど、産業・貿易振興のための支援を積極的に行います。産業人材育成の拠点となる日本センターは、この8月に、ヤンゴンにおいて開所する予定です。

さて、民主化あるいは経済改革を進めるためには、各種法制度の整備・運用の改善が大変重要なことは言うまでもありません。現在ミャンマー政府が進めておられる市場経済化、あるいは2015年のASEANとの経済統合に当たっては、ミャンマーの法律制度の近代化が不可欠と考えています。わが国においても、先月改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」の中に、ミャンマーが新たに重点国に加わりました。ミャンマーの法律・制度の近代化を積極的に支援することとされています。

JICAでは、昨年からはミャンマーの法務長官府等とミャンマーの法整備を支援するための協議を重ねてきまし

た。現在、法整備支援プロジェクトの開始に向けて、最終的な確認作業を行っているところです。プロジェクトでは、ミャンマーにおいて喫緊の整備が必要とされる法令の起草・審査に関する支援と人材育成に関する支援を実施する予定です。詳細については、後ほどのパネル・ディスカッションで、佐藤直史国際協力専門員から、お話をさせていただきます。

また、法整備支援プロジェクトの準備の一環として、法務長官府との共催により、ミャンマーで3回の公開セミナーを開催してきました。具体的には、公開会社の法制度及び企業統治の改革をテーマとした「会社法セミナー」を昨年8月に実施しました。昨年12月には、国有企業民営化をめぐる法的な諸問題について、「国有企業改革セミナー」を実施しました。また、ミャンマーでは今年3月に、外国仲裁判決の国内効力を認める、いわゆるニューヨーク条約への加盟が決定されましたが、翌4月に、国際商事仲裁などをテーマにした商事仲裁セミナーを開催いたしました。

本日の研究会では、トゥン・シン ミャンマー連邦法務長官から、ミャンマーの法制度やビジネス法についてご講演いただきます。ティー・クン・ミャツ連邦議会法案委員会委員長からは、議会の構成と法律制定過程について、チョー・モー・ナインヤンゴン管区法務長官からは、連邦法務長官府の役割についてご講演いただきます。また、名古屋大学の鮎京正訓副総長、外務省の佐々山拓也南東アジア第一課長、JETRO 日本貿易振興機構の小島英太郎アジア大洋州課課長代理、森・濱田松本法律事務所の小松岳志弁護士など、ミャンマーとの関わりの深いパネリストをお招きして、ミャンマーの法律制度やミャンマー法整備における取り組みについて、意見交換を行います。小松弁護士からは、法務省の調査研究事業として実施されたミャンマー民商事法基本法制調査についても、ご報告いただきます。

ミャンマーの法律・制度の改革の方向性について、ミャンマー政府、立法府の高官の方々から直接お伺いし、ミャンマー法制度について理解を深めるとともに、日本とミャンマーとの法・司法分野の協力のあり方を考察する貴重な機会と考えています。ご参加の皆さまからも、積極的なご質問、ご発言を頂ければ幸いです。

最後ですが、今回の研究会が実り多いものとなるよう心より祈念して、あいさつの言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

(司会) 続いて、同じく主催者を代表して、法務省法務総合研究所長 酒井邦彦より、開会のあいさつを述べさせていただきます。酒井所長、よろしく申し上げます。

## 開会挨拶(2)

### 酒井邦彦 (法務省法務総合研究所長)

おはようございます。トゥン・シン 長官閣下をはじめ、ミャンマーの代表団の皆さま、そして、ご来賓の皆さま、法務省を代表いたしまして、この歴史的なシンポジウムの開会のあいさつを簡単に述べさせていただきます。最初に、本日ご教示くださいますトゥン・シン 長官閣下をはじめ、スピーカーの皆さま、パネリストの皆さまに心より感謝申し上げます。また、このシンポジウムの共催者であります JICA と国際民商事法センター、そして当シンポジウムに快くご協力くださいました外務省、財務省総合政策研究所、日本弁護士連合会、JETRO

の皆さまにも深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、ミャンマーは今や、最新かつ最善のビジネス機会を提供する国となっております。そして、世界中がミャンマーの魅力に注目しております。ミャンマーは、その市場、労働力、豊かな天然資源、そして地理的な位置に大きな可能性を秘めた非常に魅力的な国なのです。

とはいえ、我々を何よりも魅了しているのはミャンマーの人たちです。彼らは、この世で良い行いを積み重ねていくことを人生最大の目標とする、非常に礼儀正しく、親切で、忍耐強く、穏やかで、少し内気なところのある国民です。

ミャンマーと日本には多くの共通点があり、私自身もそうですが、日本人の多くがミャンマーとの関わりを通じてミャンマーという国とミャンマーの人たちに魅了された経験をもっています。反対に、ミャンマー人も日本人に対して好意的な印象をもっています。

トゥン・シン 長官閣下とは古くからの友人です。ビジネス上にとどまる関係は、うわべだけのもので経済的なメリットが減るとともに解消されるものです。しかしながら、共通の目標をもち、心から尊重し合うことで育まれ、築かれる友情というのは、永遠に続くものです。私は、日本人とミャンマー人が、このグローバル化時代においても、心の豊かさという最も大切な価値を失わないことを信じています。

このシンポジウムが皆さま方の心の琴線に触れるものとなれば大変うれしく思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 酒井所長、ありがとうございました。

続いて、本日ご列席いただいたキン・マウン・ティン駐日ミャンマー大使より、ごあいさつを頂きます。キン・マウン・ティン大使、よろしく申し上げます。

## 来賓挨拶

キン・マウン・ティン (H. E. Mr. Khin Maung Tin) 駐日ミャンマー大使

トゥン・シン ミャンマー連邦共和国法務長官閣下、JICA 理事の市川雅一様、法務省の酒井所長、そしてミャンマーの代表団と参加者の皆さま、おはようございます。このシンポジウムでこのようにごあいさつさせていただけることを大変光栄に存じます。また、当シンポジウムの開催準備にご尽力くださり、長官閣下をはじめ、ミャンマーの代表団が日本の法制度や法律について学ぶことができる機会を与えてくださった多くの関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

2011年にテイン・セイン大統領率いる新政権が発足して以来、ミャンマー政府は、政治・経済・行政の様々な改革を進め、民主国家となるための努力を続けております。大統領は、就任演説で、現代的、先進的かつ民主的な国家を築く上で最も重要な任務は、協力し合って善良かつ公平な政権を作ることであると明言されました。

大統領が述べられているとおり、この任務を達成するうえで最も大切なのは法整備です。従って、司法機関の役割は重要であり、司法機関には、例えば立法上の制約がある場合を除く公開形式での法務、公開法廷、刑事事件における抗弁権や上訴管轄権などの司法上の任務を憲法の規定に従って実施することが求められています。

憲法によると、連邦最高裁判所は、ミャンマー建国以来、初の憲法上の裁判所として、令状発布権限を委任されてきました。最高裁判所は、国の主要な柱の一つとして法制度を維持し保護することにとどまらず、憲法上の規定を定め、法的機関や行政機関が憲法を遵守しているか否か、それらの役割を精査することも目的としています。

ミャンマー政府は、すべての国民が法律上平等の権利を享受すること、そして司法の柱を強化することを保証しています。私は、今回の訪日中に、ミャンマー連邦共和国法務長官をはじめ我が国の代表団が日本の法制度について多くのことを学ぶことができると確信しています。また、このワークショップに参加される方々にも、二国間の意見交換を通じてミャンマーの法制度についての理解を深めていただけたらと思っています。これは、日本とミャンマーの双方にとって有益な機会です。

最後に大切なことですが、連邦法務長官トゥン・シン閣下とミャンマーの代表団に代わりまして、日本の司法分野と各省庁の職員の皆さま方がお忙しい中このような素晴らしいワークショップをアレンジして下さったことに改めて感謝の意を述べさせていただきたいと思います。このワークショップの結果が必ずやミャンマーの法制度の支援に向けた取組みの指針となることを願ってやみません。ご清聴ありがとうございました。

(司会) キン・マウン・ティン大使、どうもありがとうございました。

それでは、第一部の講演に入ります。まず、トゥン・シン、ミャンマー連邦法務長官より、「ミャンマーの法制度及びビジネス法に関する最新情報」と題して、基調講演を頂きます。トゥン・シン長官は、州議会事務局法務委員会、法務長官府、国家計画経済開発省、投資企業管理総局等で要職を歴任された後、法務長官府事務局長、法務副長官等を経て、2011年より、ミャンマー連邦法務長官の職に就いておられます。それではトゥン・シン長官、どうぞよろしく申し上げます。

#### 基調講演 「ミャンマーの法制度及びビジネス法に関する最新情報」

トゥン・シン (H. E. Dr. Tun Shin) ミャンマー連邦法務長官

別紙①

## 講演（１）「ミャンマー連邦議会の構成と法律制定過程」

ティー・クン・ミャツ (H. E. Mr. TiKhun Myat) 連邦議会（下院）法案委員会委員長

別紙②

## 講演（２）「ミャンマー連邦法務長官府の役割」

チャー・モー・ナイン (H. E. Mr. Kyaw Moe Naing) ヤンゴン管区法務長官

別紙③

## 報告 「ミャンマー民商事基本法制調査報告」

弁護士 小松岳志 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス

別紙④参照

ただ今ご紹介にあずかりました、森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス共同代表の小松と申します。本日はよろしくお願ひします。

このような機会を与えていただいた法務省法務総合研究所、JICA、国際民商事法センターの各位に、心から御礼を申し上げます。そして、トゥン・シン ミャンマー連邦法務長官を初め、ミャンマーの著明な高官の方々にこういった形でお話しさせていただけることは大変な光栄です。ミャンマー政府の方々から非常に詳細で知見に富んだお話があった後で大変恐縮ですが、ご指名ですので、われわれが取りまとめて法務省にご報告したミャンマーの法制度調査報告書の概要について、20分ほどでご報告します。

今日お話しする内容は、まず調査の目的をご説明して、調査の対象、そして方法はどんな形でやってきたかということをお話し申し上げます。その後、調査内容の要旨を簡単にご報告します。全部で240ページほどの報告書を提出しているので、この20分間で触れられる部分は、ごくわずかのハイレベルなところになってしまいますが、ご了承いただければと思います。

調査の目的ですが、言うまでもなく、ミャンマーの社会・経済は急速に発展しています。日本政府、日本企業の皆さまも、ミャンマーに強い関心を示されています。しかし、ミャンマーの法制度はまだ古いものも多く、例えば近代的な知的財産法制がまだ整備されていないというところが先ほどのお話にもありましたが、これらについて法整備が必要な状況です。具体的には、現在進行中の証券取引法制の法整備支援があります。これは財務省の財務総合政策研究所と、我々も関係しながら行っています。そういったものが具体的に進んでいるなか、会社法の法整備・改正をしていこうという動きもあります。

そのスタートラインとして、今のミャンマーの法制度には、必ずしもよく分からない部分があります。印刷された六法全書のようなものもありません。従って、まず現状把握が大事になります。これは政府間での法整備支援という意味でもそうですし、今まさに進出しようとしている民間企業の方々にとっても、適用される法令が一体何かを把握する必要があります。そこで、我々に「ミャンマーの法制度を報告せよ」というような指示を頂いたわけです。

ミャンマーは今、社会が急速に進展しているところなので、1年に1つずつ法分野を調べていくというようなやり方では、ご期待に十分応えることはできません。従って我々は、民商事法の基本的な法律を一遍に調査

しようということで、ここに掲げている法分野を、約半年で調査してご報告しました。具体的には、会社法、債権法、労働法、物権法、民事訴訟法・仲裁法、外国投資法制です。内容としては、その法令の現状・内容、かつ単なる法文の紹介に終わらないよう、法令の運用や解釈の情報も、可能な限り調べてご報告しています。

調査の方法ですが、これが難しいところです。ミャンマーで、実務運用を含めた法律の内容を調べるというのは、簡単なことではありません。まず、最新の法令の姿を把握するという作業が大変です。日本のような、法令改正を溶け込ませた最新の法令があるわけではないのです。印刷されて流通している昔の法令に、その後の改正法（変更部分だけを記載したもの）を把握して、それを溶け込ませたものを理解して、ようやく最新の法令の姿が分かります。それを読み込んでいくわけです。それに加えて難しい部分は、文献が非常に少ないということです。日本のように、基本を教えるコメンタリーなどはなかなかないのです。一つ、有益な情報源として使わせていただいたのが、ヤンゴン大学等の法学部で使用されている教科書です。これを分析させていただきました。その上で、ミャンマーの法律家・弁護士に質問をして、回答を入手するというやりとりを複数回繰り返しました。我々も何度もミャンマーに足を運んで調査をしました。

体制としては、我々の事務所の中でも、これだけの法分野を一遍に半年で調査するという事なので、30名超の弁護士でチームをつくって実行しました。我々の事務所にもミャンマーの法律家が所属しています。その法律家と、先ほども申し上げた通り、ミャンマー現地の法律事務所の関与も得て、この調査報告書をまとめました。

各論に入ります。まず会社法からですが、特徴は古くから変わっていないというところです。諸国を見ると、日本もそうですが、会社法を随時、現代化してきています。そういった国がほとんどなのですが、ミャンマーの場合は、1914年の会社法を今も使っています。それが故に、合併のような企業再編、組織再編が必ずしも想定されていない法律になっているというのが一つの例です。

もう一つ、外資規制というところに目を向けてみると、法律の根拠はありつつも、当局の広範な裁量で行われています。外資規制が会社法の枠組みの中でなされているというのが特徴です。ミャンマーの場合、外国人が一株でもミャンマーの会社の株式を持っていれば、外国会社という扱いになります。外国会社というのは、事業をやるための営業許可、Permit to Trade と英語で言いますが、これを当局であるDICAから得る必要があります。ここまでは法律に書かれているのですが、外資規制は事実上裁量で、このPermit to Tradeを与えるかどうかというところで行われているのがミャンマーの特徴です。

ミャンマーには国営会社法というものがあります。そこに書かれている12業種には、外国企業もしくは内国企業であっても自由に投資してはならないということです。しかしそれ以外には、投資してはいけないという業種はありません。ただ、外国会社がDICAに行って、「こういう事業をやりたいのですが、Permit to Tradeを出していただけますか」と申請をしても、ある種の事業については、誰が申請しても与えられないという実務運用がされています。それが外資規制になっているわけです。

その具体例です。3つ目に書かれている、トレーディングといわれているカテゴリーの事業については、今、外資企業には営業許可が一切与えられないという運用がされています。トレーディングとは何かというと、小売り、卸売り、輸入販売、すなわち物を買ってきて売るというタイプのビジネスです。途中で加工や製造とい



う工程が入らない、物を買って売るというビジネスは、すべて外資に開放されていないというのがミャンマーの実情です。近隣の諸外国を見てみると、例えば、小売りについては一定規模以上であれば認める、卸売りであれば認めるなどの形で、規制しつつもラインを引いて、一定程度の外資を受け入れる政策を取っている国は多いわけです。しかしミャンマーについては、法律の明文にない行政の裁量によって、特定の事業が一切開放されていないというのが特徴です。

もう一つ、Permit to Trade の認可手続に時間がかかるということがあります。今は3カ月前後の時間がかかっています。ただ、この部分については改善が進んでおり、仮認可であれば、数週間で下りるといような実務運用が去年から始まっています。こういった部分について、まず、そもそもの規制の明確化、そして手続きの迅速化が望まれるところです。

「ミャンマー人 100%の会社の株式は」と書いているところが、もう一つの不文の規制です。ミャンマー人が100%株式を持っている会社の株式は、外国人は一切取得できません。これは明文に全くない規制として存在しています。そもそも外国人が取得できるのは、Permit to Trade をもらって、外国会社として設立された会社の株式だけです。どうして取得できないかという、設立するとき、外国人が株主として入っている会社にPermit to Trade を与えるという当局の実務は存在しますが、設立後にこれを与える実務が存在しないからです。それが故に、ミャンマー人 100%の会社の株式を外国人は一切取得できないということが、明文にない規制となっているわけです。従って、ここについては、ルールを明確化していくことが必要ではないかと思えます。（注：その後、内国投資法により、一部外国人によるミャンマー内資会社の様式取得が一部の場合に認められるに至っている）

現代化されていないところの例が、3つ目、4つ目、5つ目です。テレビ会議や電話会議といったシステムがなくて、こういった方法で開催した会議の議事録を DICA に持っていったときに、受け付けてもらえるかどうかはまだ明確ではありません。また、書面決議も認められるか不明確です。

逆の方向として一ついえるのが、取締役の国籍・居住要件は、ミャンマーの会社法では要求されていません。1914年の会社法は、外国の投資家がたくさん来てビジネスをするというような前提に必ずしも立っていないのです。こういった要件がないところが一つの特徴として指摘できます。

次が債権法、労働法です。契約法という法典が、債権法の中核的なものになります。これも会社法に似て、1872年当時の法律をインド経由で引き継いだものが存在しているわけです。債権法の分野の中で非常に興味深いのは、不法行為法についての法源が何なのかというところです。われわれの方では、成文法で不法行為法の根拠を定めているものはあるやなしやということで、かなり調査をしましたが、一つの法律のみを発見したという状況です。これは「人を死亡させる不法行為があった場合に遺族に訴権を与える」という規定を定める4条だけの法律です。不法行為があれば救済を受けられるという成文法の根拠は見つかっていない状況です。

ミャンマーについては、先ほどの連邦法務長官のお話にもあった通り、「コモン・ローの国」という表現をされつつも、成文法を根拠に法源を考えていくという、面白い組み合わせを取られています。ここが端的に出てくるのが不法行為法の分野です。教科書でも、実務家に聞いても、不法行為法については、成文法としての法源は一切なく、ただ、英国のコモン・ローに基づいて救済が与えられるということがいわれています。これ

をミャンマーの法制度の中で、いかに整合的に説明するかが難しいところですが、少なくとも、成文法を根拠にせず裁判所が救済を与えている判例法的分野が存在するという事は発見できています。しかし、ミャンマーの法制度の中では、裁判所には法創造機能はないといわれています。従って、憲法を頂点とする法秩序の中で、ここをどのように理解すればいいのかというところは難しい問題として残っています。

労働法については、まだ立法が進んでいるところです。個別法は存在しているものの、基本法は存在していません。近時、例えば労働組合法が制定され、最低賃金法が国会で審議されるというような形で、立法活動が鋭意進んでいるところと認識しています。

物権法です。日本との大きな違いは、憲法上、土地はすべて国有であるという点です。私人は、土地の利用許可によって、土地を使用・賃貸借し、その権利を譲渡するという事で、私人が使用権を持てるようになっています。

外国人については、もちろん土地の所有はできないことに加えて、賃借も大きく制限されています。賃借は、原則1年を超えてはならないということが法律で決められています。しかし現在の新しい法律では、MIC 許可を取った会社については、1年を超えて、最大70年までの賃借が可能という形で恩典が与えられています。

不動産の売買・賃借については書面主義が取られています。登記の制度は存在していますが、日本との違いもあります。日本の登記制度というのは、物権の物理的な状況や権利関係自体を登記簿に書き込んでいくというやり方です。ところがミャンマーの制度は、英米圏によくあるような、物権変動に関する文書や契約書等を、そのまま登記帳にファイルしていくというシステムが取られているのが特徴です。登記された文書については、その他の合意等に優先するという規定があります。そして、登記すべき文書をしなかった場合には、その不動産についての物権変動は起きず、証拠としても使えません。このような形で、効力要件や証拠能力要件にもされているというのが特徴です。では、実務でどの程度の登記が行われているのかということを知りたいです。やはり手数料が高いことと、手続に時間がかかってしまうということで、制度として利用せずに土地取引が行われているという実態もそれなりにあると聞いています。それによって、権利関係が不明になってしまっている部分も多いのです。これについても、今後経済が発展していく中で、改善が必要なのだと思います。

民事訴訟法についてです。ビルマ法典の中に民事訴訟法があり、かなり古いものが改正されつつ、今も通用しています。裁判所の方で手続の細則を定めた Order というのも存在しています。仲裁法については、近時、進展のあったところです。③のところ、先ほどのお話の中でもありましたが、ニューヨーク条約への加盟を行っており、それが2013年7月15日に発効する予定と聞いています。ただ、このニューヨーク条約に基づいて、ミャンマーの国内で外国仲裁判断を執行するためには、国内法の整備が必要だとも聞いています。この整備はまだ進んでいるところで、それが完了して初めて、外国投資家が外国の仲裁判断をミャンマーで執行できる条件が整います。その後によりややく、ミャンマー関係の投資契約についての紛争解決手段を、ミャンマー以外の国における仲裁で合意することができるわけです。今の状況のまま、7月15日を迎えても国内法の整備が完了していなければ、外国投資家としては、ニューヨーク条約を使って、外国の仲裁決定をミャンマーで執行することはできません。すなわち、外国の仲裁によって紛争解決について合意することはまだできない状況だと認識しています。

外国投資規制関係では、外国投資法が去年の11月に新しくできました。これが現在、有効な法律として存在しています。特別経済地域法、SEZ法と呼びますが、こちらの方は現在、抜本改正中ということです。輸出入外貨管理規制についても、IMFの協力の下、改革が進んでいると聞いています。

以上が、約240ページにわたる報告書の概要報告です。この報告書の全文については、法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイトに掲載していただいています。目次に従って、一部ずつ別のファイルで掲載されています。ご興味がおありの方は、ぜひダウンロードしてお読みいただければと思います。ありがとうございました。

(司会) 小松様、どうもありがとうございました。

それでは引き続き、パネル・ディスカッションを行います。パネリストの皆さまは、本日ご講演を頂いたトゥン・シン ミャンマー連邦法務長官、ティー・クン・ミャツ連邦議会法案委員会委員長、チョー・モー・ナイン ヤンゴン管区法務長官、小松岳志 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス弁護士、鮎京正訓 名古屋大学理事・副総長、佐々山拓也 外務省アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長、小島英太郎 JETRO 海外調査部アジア大洋州課課長代理、JICA 国際協力専門員の佐藤直史弁護士です。パネリストの皆さま、どうぞ壇上をお願いします。

また、パネル・ディスカッションの進行は、法務省法務総合研究所国際協力部の野口元郎部長が行います。

## パネル・ディスカッション 「ミャンマー法整備における取組みと今後10年の課題」

モデレーター：野口元郎 法務省法務総合研究所国際協力部 部長

パネリスト

ミャンマー側

トゥン・シン (H. E. Dr. Tun Shin) ミャンマー連邦法務長官

チョー・モー・ナイン (H. E. Mr. Kyaw Moe Naing) ヤンゴン管区法務長官

日本側

鮎京正訓 名古屋大学 理事・副総長 博士 (法学)

佐々山拓也 外務省アジア大洋州局アジア部南東アジア第一課長

小島英太郎 JETRO 海外調査部アジア大洋州課課長代理 (前ヤンゴン事務所長)

小松岳志 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィス 弁護士

佐藤直史 JICA 国際協力専門員 弁護士

(野口) どうもありがとうございます。パネルの時間を1時間半ぐらい取っています。「ミャンマー法整備における取組みと今後10年の課題」というのがテーマになっています。かなり野心的なパネルになるかと思います。3名のスピーカーの方はミャンマーからお越しになっており、本日の朝から午後にかけて、既に包括的なプレゼンテーションをしていただきました。さらに、日本から5名のパネリストがいらっしゃっています。た

だ今、お話を承った小松さんも入っています。

90分を使って、最初に日本の4名のスピーカーにお願いします。それぞれ10分ぐらい時間を差し上げます。その中で、ご意見を含めて、ご自分がミャンマー関連でどういう活動をなさっているのか、おっしゃっていただけだと思います。分野は法の支配ということです。

日本の4名からお話を伺った後、トゥン・シン長官及び、ミャンマーからのスピーカーであるお二方に、ミャンマーの見解を頂ければと思います。日本のパネリストの意見に対してのコメントをお願いします。そして時間が残れば、相互関心事について、さらなるトークを進めたいと思います。

それでは、まず佐々山拓也さんをお願いしてよろしいですか。佐々山さんは外務省のアジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長で、ミャンマーを含めた南東アジアのご担当です。この数年間、日本政府の立場から、対ミャンマー関係を見てこられた方です。佐々山課長、お願いします。

**(佐々山)** 野口部長、ありがとうございます。私からは、安倍総理がこの間ミャンマーを訪問したので、その報告を申し上げます。本日のパネルのいい皮切りになる部分だと思います。安倍総理のミャンマー訪問に対するものと、日本のミャンマー向けODAという資料がありますが、特に前段の安倍総理のミャンマー訪問について、強調して申し上げます。

安倍さんが総理になったのは昨年末で、それ以来、すべてのASEAN諸国との2国間関係を強化するというところでやってきました。ことしの正月、1月2日に、まず麻生副総理がミャンマーを訪問しています。安倍政権下において、主要閣僚による初の外国訪問だったわけです。そしてその後、安倍総理自らがベトナム、タイ、インドネシア、それから岸田外相がフィリピン、ブルネイ、シンガポール等々を訪問しました。

安倍政権からは、一連の2国間の訪問後、なぜ改めて安倍総理自身がミャンマーに行ったのでしょうか。この背後には、官邸が取っている強いイニシアチブがあります。個人的にも強いコミットメントをしていて、ミャンマーとの2国間関係を強くするということでした。この点には後でまた戻りますが、テイン・セイン大統領との前の会談でも、まさにこのことをおっしゃっていました。安倍総理の祖父である岸信介総理から36年ぶりの訪緬であり、父の安倍晋太郎氏も外務大臣としてミャンマーを訪問しています。家族を挙げて、家族の伝統としてミャンマーとのきずなを深くしてきたということを、安倍総理が最初におっしゃったわけです。テイン・セイン大統領はそれを聞いて、安倍総理の家族のみならず、夫人もミャンマーを強力に応援しており、御夫妻それぞれの御家族を挙げて力を入れてくれているということをおっしゃいました。それが首脳会談における皮切りの言葉でした。安倍総理の訪問の目的は以上です。

準備期間はあまりありませんでした。5月の初めに発表されて、準備期間が2週間しかなかったのです。しかし最終的には、3日間の訪問でしたが、大成功を収めることができました。

旅行日程を記しておきました。初日はヤンゴンで過ごし、まず、最近再公開されたばかりの殉難者の霊廟(れいびょう)のお参りをしました。それから日本人墓地にお参りし、ティラワ経済特区にも訪問しました。後でお話ししますが、安倍総理には約40名の経済ミッションも同行していました。各企業のCEO、経済人のみならず、4つか5つの大学の代表、学者も連れて、すべての分野でミャンマーをサポートしていくという姿勢を強く打ち出したわけです。そしてセミナーも開催し、安倍総理は各オケージョンできちんと短いあいさつをしま

した。これが初日のスケジュールです。2日目は、首都ネピドーに移動しました。公式の歓迎式典、首脳会談、テイン・セイン大統領ご夫妻との昼食会などが行われました。

安倍総理の3日間にわたる訪ミャンマーは、日本の首相にとって36年ぶりのことでした。どのような意義があり、また、どういうメッセージが伝えられたのでしょうか。36年ぶりに訪問したということ自体、大きな意味があったと思います。約40名の経済人及び学者に民間の訪問団として同行いただいたことで、日本として全面的にミャンマーをサポートしたい、官民を挙げて支援したいということを伝えることが出来ました。また、ミャンマー政府の努力に協力するということです。ミャンマー政府がこの2年間、改革を果敢に進めておられる方向性に共感するので、日本としても協力するというメッセージでした。

さらに、プレスステートメントも出されました。ミーティングが終わったときに発出されたもので、後ほどテキストをお示ししたいと思います。「新しい友情の礎」と銘打っています。安倍政権としてフォーカスする協力分野ということで、4つが列挙されています。これには、あらためて2国間のアジェンダを復活させるという意味もありました。そもそも民主党の野田政権から始まったものですが、世界に対して、安倍政権としても、今後もミャンマー支援を続けていくという強い姿勢を示したわけですから。ざっとではありますが、約2週間前の訪問のご報告でした。

次に、日本のODA政策について少し触れたいと思います。ODAについても資料が配布されていると思います。2ページ目をご覧ください。3つの主要な分野が列挙されています。これが日本のODAの重点分野です。1番目は人々の生活を改善するための支援です。2番目は人材育成や経済・社会を支える制度づくりへの支援です。そして3番目が持続的発展のためのインフラ整備です。特に、インフラは何といても開発に不可欠なものであるため、その整備に協力していくということです。

次のページには、最近のミャンマーにおける協力案件を記しました。バランスにかなり配慮して、包括的に行っています。単なる経済開発、インフラ整備のみならず、農村地域の開発にも力点を置いています。また、少数民族地域における支援も入っています。少数民族支援のために、日本財団の笹川陽平氏を日本政府代表に任命しました。日本政府の努力は、単に経済に限ったことではなく、平和、安定、そしてミャンマー全体の開発にも力点が置かれています。このような目標に沿ったメッセージが、5月末、安倍総理のミャンマー訪問の折に発出されました。

私の短い発表は、以上です。どうもありがとうございました。

**(野口)** 佐々山課長、どうもありがとうございました。

次は、名古屋大学理事及び副総長の鮎京正訓先生にお願いします。鮎京先生は法律教育の分野において、日本と多くのアジア諸国間の交流におけるパイオニアで、多くのプロジェクトを率いてこられました。また、ミャンマーと日本の協力プログラムの強化にも尽力なさっています。それでは、ご活動を紹介してください。

**(鮎京)** 今、アカデミシヤンの交流というお話が出ましたが、私は大学と今後のミャンマーとの関わり、特に私が所属している名古屋大学とミャンマーとの学術交流協定の問題を中心に話したいと思います。

名古屋大学は、野依良治先生、益川敏英先生など、4人のノーベル賞学者を生み出しています。アジアとの関連においては、アジア諸国の人材養成に関わるプロジェクトの、いわば日本の大学の拠点であると自負して

います。

法律の分野では、これまでアジア地域に5つの日本法教育研究センターを設立してきました。ウズベキスタン、モンゴル、カンボジア、そしてベトナムのハノイとホーチミン、こういった国々における法科大学に、5つの法センターをつくってきたという実績を持っています。これらのセンターは日本語によって教育を行っています。その中で日本法の教育も行い、そして成績の良い現地学生は、名古屋大学を初めとする日本の大学院に入学させ、さらに大学院で教育をするというシステムを取っています。

そこで、名古屋大学において、ミャンマーの学生受入れ状況ということについてお話をします。実は今朝も、うちの学生のネーティーさんという方が、今回の法務長官府の代表団と共にこの会場に来ていました。私どもは既に法務長官府からも、多くの方々を留学生として受け入れてきた実績があります。名古屋大学全体としては、この4月1日現在で、16名のミャンマー人学生を受け入れています。また、法学部法学研究科においては、1985年以降、20名のミャンマー人学生を受け入れています。

私ども名古屋大学のミャンマーにおける活動について、幾つかのことを申し上げる必要があります。一つは、10年前の2003年から、ミャンマーの法律の研究を開始したということです。そして、特に2009年以降、ミャンマーの大学研究者との法分野における交流も行われています。それから2012年の夏には、ミャンマーから42人の若手政治家が名古屋大学にいらっしゃって、主として労働法に関する交流を行ったという経緯があります。これらの活動については、日本の法務省、JICAの方々との協力で行っています。

また来たる6月29日に、私ども名古屋大学は、いよいよヤンゴン大学と学術交流協定を締結する予定です。ヤンゴン大学というミャンマーの総合大学と学術交流協定を結ぶのは、日本で最初の事柄です。そして私どもは、現地ヤンゴン大学に Myanmar-Japan Legal Research Center を設立します。既に、日本人とミャンマー人、各1名の専門家をこのセンターに派遣する計画になっています。

私は昨年9月に、ミヤ・エイ教育大臣にネピドーでお会いする機会を得ました。今年の2月には、私ども名古屋大学の濱口総長がヤンゴン大学内で講演を行いました。

6月29日に開所する Myanmar-Japan Legal Research Center の建物はヤンゴン大学から、このセンターのために提供していただいたものです。数カ月間の改修工事によって、非常にきれいな建物として生まれ変わりました。また、セミナールームやオフィス、ミーティングルーム、ライブラリーがあります。私どもとしては、この日本法教育研究センターを、法律分野が主ではありますが、それにとどまらず、ぜひミャンマーと日本との人的交流の拠点にしたいと思っています。今日お集まりの皆さまの協力も得ながら、このセンターを両国の法律分野の懸け橋の場にしたいと思い、ご説明に上がった次第です。

このセンターが何をやるかということでは、幾つかの課題があります。一つは日本の法情報を、ミャンマー、ヤンゴン大学側の先生と学生に伝えていくことです。それから、両国が法律の分野におけるセミナーを行っていきます。さらには、日本への留学を希望するミャンマーの若い方々のお手伝いをする機能も持たせたいと思っています。さらにいうと、ミャンマーの法律関係者の方々と、ミャンマー法の情報収集を行うということもあります。私ども名古屋大学を初めとした、日本のアジア法に関するさまざまな研究プログラムの海外拠点としても、このセンターを活用したいと思っています。また、巷では「日本人の学生は内向き思考だ」とよく言われ

ますが、実際には必ずしもそうではありません。日本人学生がアジア諸国を目指し、アジアの場で非常に多くの勉強をし、新たな知識を獲得するということが行われています。従って、日本人学生がミャンマーへ行った場合に、このセンターでインターンシップを行うなどといった場にしたいと思っています。

もう一言だけ、私どもの今後の計画について申し上げます。実は文部科学省がさまざまな形で、アジア展開について意を尽くしています。私どもはその一環として、今年度、ミャンマーのヤンゴン大学だけではなく、ラオスの国立大学、そしてインドネシアのガジャ・マダ大学にも日本法教育研究センターをつくります。今後は合計8つのセンターを運営していく計画です。今日は大学としてのミャンマーとの関わりについてお話をさせていただきました。ありがとうございました。

(野口) どうもありがとうございました。

次は、JETROの小島英太郎 海外調査部アジア大洋州課課長代理です。小島さんはJETROの元ヤンゴン事務所長でもいらっしゃいました。ミャンマーのビジネス投資環境と、日系企業の進出動向についてお話しいただきます。それでは、よろしくをお願いします。

(小島) JETROの小島と申します。10分程度、ミャンマーの概況、日本企業の動向を中心に、日本企業の直面している課題等を含めてご説明します。

今ご紹介にあずかりましたが、私は2007年4月から2011年2月まで、つまり、テイン・セイン大統領が誕生する直前まで、ヤンゴンに駐在していました。基本的には、日本企業の支援と、ミャンマーの産業界や政府と一緒に産業振興等をさせていただきました。法律の専門家という立場ではなく、あくまで日本企業のサポートをしてきた立場から、今日はパネルに参加させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。概況やミャンマーの魅力等は割愛し、説明させていただきます。

まず、経済成長率についてです。この2年、皆さまご存じの通り、テイン・セイン大統領以下の方々は、政治経済行政改革に非常に熱心に取り組んでこられました。大変なご努力があったと思います。今日お越しの皆さまも同様かと思いますが、その点にまず敬意を表します。皆さまがそれほど努力をなさったということ、私もよく感じていました。いずれにしても、テイン・セイン大統領は去年、7.7%成長を目指すという意気込みを示しておられました。実際のところ、今は6%強の成長率です。今後、各国のODA支援あるいは外国投資等が入って、より成長が加速されていくのではないかと思います。

次のページは外国投資の認可状況です。実は今週、今年度いっぱいまでの認可額が出たのですが、フォローし切れなかったため、こちらは12月までにしてあります。ご興味のある方は、国家計画・経済開発省投資企業管理局(DICA)のホームページで統計が見られるようになっているのでご覧ください。こちらの累計は、端的に言って、20年ほどの間、中国等から資源・エネルギー関係を中心に投資が行われてきたということです。

5ページは、昨年度の4月から12月までの累計額を示しています。今までとは傾向が少し変わり、右側を見ていただくと、製造業で52件と、製造業でさらに投資が進んでいることがわかります。主に投資をしたのは、韓国です。基本的には縫製関連で、洋服や靴といったところが中心になっています。外国投資法に基づく投資認可は12月までですが、日本勢も7件ありました。うち4件は、縫製関連です。一般的に言って、日本企業が

現地に行くと、インフラが整っていない、あるいは工業団地が値上がりして大変だといって、「しばらく様子見」とおっしゃる方も多いです。実際は7件ですが、かつてはほとんどなかったもので、これでも増えてきたわけです。ただ、そういった状況の中でも、韓国は随分出足が早いという印象を持っています。その他、ベトナムのホテル投資や、カナダ、オランダ等、今までなかった国々からも投資が入るようになってきたという状況です。

6 ページのスライドに移ります。こちらは外国企業が投資する方法ですが、大きく分けて2つあります。先ほどの説明にも少しありましたが、外国投資法に基づいて認可を受ける右側のケースと、左側のように、特に外国投資法に基づかず、企業登記、営業許可を取得するだけで事業ができるケースの2つがあります。先ほどご説明した投資額は、外国投資法に基づいて認可を受けた右側の案件のみなので、比較的大きな案件だけが数字として出てきています。細かいところは省かせていただきます。

7 ページです。こちらはヤンゴン日本人商工会議所の会員数です。日本企業の進出動向を垣間見られる数字を紹介しています。今申し上げた通り、比較的大きな案件はまだ少ないのですが、法人登記、営業許可を得ただけで事業をする企業が随分増えてきています。2011 年度末では 53 社だったのが、昨年度 1 年間だけで 32 社ほど増えました。さらに 4 月、5 月に約 10 件ずつ入会があり、ここに 97 とありますが、承認ベースでは 105 社まで増えているそうです。実は私の時代には、新しい会社は 1 社しかできませんでした。そういうことを考えると、隔世の感があります。ようやく法人の登記手続き等が終わった企業がどんどん誕生しているのだなという印象を持っています。

プラスしていうと、この中で多いのは、やはり流通サービス分野です。法律事務所、会計事務所、コンサルタントあるいは物流企業といった、これから製造業やサービス業等が出てくる上でのサポートをする会社が、まず進出しているという印象です。そうは言いつつも、工業部会も少し増えてきてはいます。先ほどの例の通り、工場進出は少ないですが、情報収集拠点として駐在員事務所的な支店をつくる動きが進んでいます。

8 ページにいきます。基本的に、ミャンマーでビジネスをしようとしている方々は、今言った傾向もありますが、やはり労働集約型の生産拠点として見ていることが多いです。さらに、その生産拠点の一形態として、IT のオフショア開発があります。日本で IT のソフトあるいはシステム等の開発を受託した方々が、ミャンマーで開発をするというタイプのビジネスが随分進んできています。さらに、ミャンマーを市場あるいは原料調達先、またはインフラやプラント関連の輸出先として見ている方が、やはり多いという印象があります。

9 ページ、10 ページには具体例を少し載せてあります。ハニーズは昨年度 MIC の認可を受けて、工場を稼働させています。さらに第 2 工場、第 3 工場も建設し、5,000 名まで増やしていくという発表をしています。

10 ページにあるような IT のオフショア開発の会社も、去年だけで 10 社ぐらいできています。そういう意味で、非常に有望な分野だと見えています。

11 ページです。このように法人を実際に設立する動きも出てきているわけですが、実際には、まず貿易関係だけ先行して付き合おうという企業が多いと思います。日本から特に多く輸出されるようになったのが自動車です。ヤンゴンに行かれた方は、走っているのはほとんど日本車だという情景をご覧になるとと思います。これもこの 2 年間、ミャンマー政府が規制緩和をしてきたおかげです。ミャンマーから日本には、先ほどの工場で



進出した方々の衣類や履物などの製品、あるいは、工場は造らないまでも生産を委託する委託加工をした製品が随分入ってきています。

いわゆるチャイナ・プラス・ワンというものがあります。12 ページ、13 ページのスライドは、まさにチャイナ・プラス・ワンの基礎となるような人件費の数字が並べてあります。12 ページは基本給、13 ページは年間実負担額を書いています。ミャンマーはかなり安くて、カンボジア、バングラデシュ等と競い合っているところ です。

14 ページ以降には課題の話があります。実際に現地に出ている方が、どういう問題に直面しているかということ です。経営上の問題点では、やはり電力不足で停電等に悩む方が非常に多くなっています。プラスして、人件費は安いけれども、値上がりあるいは質等の問題点を感じているようです。

他国との比較は、また見ていただければと思います。

次の 15 ページは英語で書いてあります。こちらは投資環境上の課題ということで、実際に現地に出ている方が感じているところを記しています。やはり一番多いのが、行政の方が来られている前で言うのも何ですけども、時間がかかる行政手続き、未発達・不明瞭な法制度関連のところ です。ミャンマーで事業を行う方々は、そういった問題点を随分感じているということです。ちなみに、このアンケート調査は各国別に行っています。各国に進出している日系企業の 85%、バングラデシュに進出している日系企業の 69%が、行政手続き上に問題を感じているということです。これは聞く対象が違うので、並べるのは不適切かもしれませんが、それぞれ多くの問題点を感じているところで、あえて比較させていただいています。参考までにご覧ください。

16 ページは、これを国ごとに並べ直したものです。ミャンマーで目立つのは、行政や法制度関連に加えて、やはり投資環境上、土地の値上がりやインフラの問題等を挙げているところ です。

17 ページは、実際、具体的にどういう課題があるかということです。先ほどのプレゼンでも、法制度関連でのいろいろな問題点が挙げられました。外国投資法上でも、商業関係等がクリアになっていないなど、不明瞭なところがまだまだあるという印象です。

ソフト面以外のハード面でも、やはり電力供給の問題点を含めて問題があります。その中で、ヤンゴンには浅い港しかないというので、昔から深海港をつくりたいということが課題になっています。そういう意味で、ダウエイの開発等が注目されています。さらに、インフラが整った工業団地がないという点もあり、ヤンゴン近郊にティラワ経済特別区をつくっていかうということで、そこも注目されてきています。

19 ページのダウエイのところは詳しく説明するつもりはありません。ミャンマー南部、バンコクから西に 300km 余りで、地域的にも非常に注目される案件ではないかと思います。ここ最近、ミャンマー政府とタイ政府が枠組みをかなり整えて、開発に向けた動きが加速してきたという印象を受けています。

20 ページはティラワの案件です。こちら先ほど来ご説明がありましたが、日本政府とミャンマー政府で、官民共に開発に向けて協力していこうという案件です。こういうものができてくると、港あるいは工業団地という基本的なインフラがかなり整ってくるという印象を受けているところ です。

少々長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

(野口) 小島さん、どうもありがとうございます。最後のスピーカーは、JICA の国際協力専門員で、弁護士で

もいらっしやる佐藤直史さんです。佐藤さんは、ミャンマーと日本の間の法律及び司法制度の整備作業についての準備に深く関わっておられます。

(佐藤) 野口さん、どうもありがとうございます。また、ご来席の皆さま、同僚や友人の方々、こんにちは。本日はこの席に伺えて光栄です。

それでは、私の方からごく簡単に、連邦法務長官府及び関連機関に対する法整備支援の準備作業についてお話しします。プロジェクトの目的は、キャパシティディベロップメント、能力づくりにあります。これはこのスライドの真ん中に入っています。そしてその手段として、相互に確認した2つの成果を出すことになっています。

1つ目は、立法上の作業についてのキャパビルをすることです。お互いに議論し、幾つかの対象となる法律の領域、特に緊急性の高い分野から選びます。そして協力を進めて、法的な側面での研究、情報収集、現状調査を、連邦法務長官府の方々で行います。この種の協力作業を通じて、さまざまなノウハウや知見、またいろいろな経験を蓄積していきたいと思えます。

2つ目の成果は人材育成です。いろいろな協力活動を、人材開発にも生かしていきたいと思っています。私たちのパートナーは法律を専門とする人たちです。プロジェクトの究極の目的は、こうした人材育成を通じて、法の支配の整備、民主主義及び持続可能な経済成長が可能になるよう助力することです。われわれのプロジェクトを通じて、ぜひこの全体的な目標が実現されることを願っています。

しかし、究極的な目標というものは、この法整備支援プロジェクトだけでは達成できません。日本側もミャンマー側も、その他のさまざまな問題に対処する必要があります。一般市民の法的エンパワーメントや、弁護士のような法曹人材の育成や法学教育も必要になってくるわけです。鮎京先生がご報告されたように、名古屋大学もヤンゴン大学と協力活動を行うことになっています。われわれとしても、いろいろな方々と連携し、こうした活動に協力したいと思っています。

次のスライドは、プロジェクトの組織図を示したものです。われわれは日本のアドバイザーを、ミャンマーの首都ネピドーに派遣しようと思っています。さらに、日本国内にアドバイザーグループを構築しようとしています。このグループには、法学者や実務家などが含まれます。こうした日本側のエキスパートチームとミャンマー側が連携して協力活動を実施します。日本のエキスパートチームは日々、協力活動をミャンマーの方々で行うわけです。ミャンマーのパートナーは、現地でワーキンググループをつくって、立法作業もしくは人材育成などを行います。現地には日本から派遣されたアドバイザーが居るので、日常的に協力させていただくという格好です。そして、日本のアドバイザーグループは、ネピドーやヤンゴンなどを訪問しセミナーを開催したり、逆にミャンマーからのデリゲーションも日本に受け入れます。そして、日本でスタディーツアー、見学会のようなものも開催できます。こうした活動を適切に管理するために、連邦法務長官府、最高裁判所等と、management committee や、joint coordinating committeeなどを設置します。

次のスライドは、法の支配を促進するための JICA の協力（法整備支援）の基本概要を示したものです。

配布資料の6ページをご覧ください。こちらに3つの柱を記しています。1本目は法令の整備のサポート、2本目は法運用機関の能力改善の支援、3本目は人々の法的エンパワーメントをサポートすることです。この

3つの柱は相互に関連しています。それぞれの柱の活動を実施する際、同時にほかの柱と相互に補完し、相乗効果を生むという精神で行います。そして、これらの3本柱において、それぞれの能力づくりに注力します。これはパートナー諸国が自ら法律及び司法制度を構築できるように、支援、協力していくということです。

7ページをご覧ください。キャパシティディベロップメントというのは必要不可欠なものです。なぜなら、それがあって初めて、パートナー国が法律及び司法制度を整備できるからです。そしてその途上で、パートナー国は、同時に自国の文化や社会とも調和させていくことができます。ミャンマーは、トゥン・シン長官がおっしゃったように、法的制度について日本よりもずっと長い歴史をお持ちになっています。さらに、素晴らしく美しい伝統及び文化をお持ちです。ミャンマー側のパートナーと協議の上、ミャンマーの歴史や社会、伝統に配慮しつつ、いかに法的制度を近代化するかを考えていきたいと思えます。

それでは、8ページのスライドをご覧ください。日本は自らの試行錯誤から、多くの教訓を学んできました。一つの教訓は、日本自身の法律専門家の育成が欠かせないということです。なぜなら、それにより外国の知識やノウハウを日本風にカスタマイズできるようになるからです。われわれはミャンマーにおいてもミャンマー側の自主性を十分に尊重します。そして真の意味で、パートナーシップの下に作業をしていきます。日本のアドバイザーは、ミャンマーの司法制度、社会制度、伝統及び文化を、もちろんミャンマーの言葉も含めて、学んでいかなければならないと心から思っています。

最後のスライド、9枚目をご覧ください。日本は長期にわたって、さまざまな法制度を取り入れる経験を積んできました。大陸法系と英米法系の両方を取り入れてきたわけです。日本は基本的に大陸法体系の国ですが、第2次世界大戦後、英米法から大きな影響を受けました。ミャンマーはトゥン・シン長官がおっしゃったように、大陸法と英米法のハイブリッド型の法的制度をお持ちです。ミャンマーには成文法の法的文化がありながら、コモン・ローをベースとする法体系を有している。これはわれわれと似ており、従ってわれわれは、ミャンマー側とわれわれの学んだ教訓を共有することができるのです。

われわれは日本の制度を押し付けようなどとは思いません。ミャンマーとは真の意味で、長きにわたって、良いパートナーになれると思っています。ミャンマーには、「われわれの目標は一步一步踏み締めることによって達成できる」ということわざがあります。ぜひ、良い協力関係を長きにわたって築いていきたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

(野口) 佐藤さん、ありがとうございます。

それでは、日本側の4名のパネリストからお話を頂いたので、ミャンマー側にコメントを頂きます。ご意見や確認を求められる点など、何でも結構ですので、おっしゃってください。

最初に、トゥン・シン連邦法務長官、いかがでしょうか。今までお聞きになったことについてお願いします。

(トゥン・シン) 野口さん、どうもありがとうございます。

まず、事に当たり、この素晴らしいシンポジウムに心よりの感謝を申し上げます。いいセッションになっています。モデレーターの方を初め、集まっていたいただいた皆さん、どうもありがとうございます。とてもいいお話を頂いたので、メモを取っていました。また、JICA、日本の法務省、国際民商事法センターの方に心より御礼申し上げます。こんなに素晴らしいシンポジウムを組織してくださり、ありがとうございます。また、忘れ

てはいけないのは、すべての成功の陰には、楽屋裏で協力をしてくださった方が居るということです。見えな  
いところで努力をしてくださった方々、細かい仕事からトップの位置に居る方に至るまで、その全員に心より  
御礼申し上げます。

私は大いなる関心を持って、今までのお話を拝聴しました。いろいろな法律のテーマについてお話を承った  
ので、その一つ一つコメントできるかと思えます。

第1のコメントとして、ある会社における取締役の国籍がはっきりしないというお話がありました。答えは  
あるのです。つまり、ある特定の会社における取締役、これはミャンマーで法人結成されている会社のこと  
ですが、その国籍は、結局、ミャンマーで採択されている会社法いかんということになります。

まず私の方から、この件にどのように関与しているのかを申し上げます。われわれミャンマー政府の経験に  
よると、市場経済化を始めて、国家公務員の幹部たちは物事に大変精通しています。彼らはビジネスの実践的  
な面になじみがあります。理論的な話や法律の本に書いてあることではなく、現実の面で、日々のビジネスや  
業務のノウハウに詳しいわけです。

モデレーターの方に申し上げたいのですが、実は私自身もそういった事業に関わったことがあります。ある  
企業の取締役に就いたことがあるのです。国家航空会社として、われわれとシンガポールの会社が組んだ航空  
会社に、私は取締役として5年間居ました。そして別の会社で取締役になり、その後会長にもなったわけ  
ですが、そこには7年間居ました。

私の経験から申し上げますと、法律に書いてはいませんが、商法、英国法の条項の中に、「law merchant」と  
いう言葉があります。「法律をなりわいとする者」ということです。起源はインドの Magadha law です。日本  
の大陸法系の法制度とは違うかもしれませんが、コモン・ローには、law merchant という概念があるのです。  
私が取締役として名を連ねていた航空会社には、外国人の取締役を置くことが許されており、権限もあり  
ました。準拠法は何かというと、会社法です。これは今でも効力を持っている会社法のことです。

そして、それぞれの会社には定款があります。その定款をよく読むと、その中に Form 26 というものがあり  
ます。内容的には、Form 26 があれば、ミャンマー人及び外国人の取締役は、会社の中で登録が可能だと書い  
てあるわけです。この Form 26 を取締役会に送り、決議をします。そして、会社ではこの慣行をどうするかと  
いうと、Form 26 を当局である DICA に送るわけです。DICA というのは投資企業管理局ですが、私はそこで3年  
間、副長官を務めていたこともあります。

お答えとしては、外国人の取締役は、Form 26 の下で十分に容認可能であり、DICA から権限を得ることが  
できます。これは会社法の定款を見て、可能になるということです。

次の質問に行きます。不法行為法の話ですが、これもご存じのように、英法のコモン・ローの下では非常  
によくあるものです。もちろん不法行為法というのは、すべてに制定法もしくは成文法ができてい  
るわけではありません。ミャンマーの場合は、ご説明があったように、コモン・ローも大陸法系もあるとい  
うことで、ハイブリッド形式です。そして、Hluttaw の方で、法令として書くこともできます。

不法行為法は、成文法として整えられているわけではありません。これはイギリスと同様です。だからとい  
って、権限がゼロということではないのです。つまり、不法行為法で取り締まれないということはありません。

裁判所もあるわけです。

不法行為法にはいろいろな領域があります。例えば nuisance、迷惑行為には、私的なものと公的なものの両方があります。それから第2の領域には、例えば誹謗（ひぼう）中傷、名誉毀損といったものもあるわけです。ここには2つの領域があります。もう一つ、召使い等に関する不法行為もあるということです。賠償についてはあまりそろっていないので、この辺は少し手当てをしていく必要があります。

また、合理性に基づいて異議を唱えることも認められなくてははいけません。これらはすべて不法行為法に入るわけです。実際に不法行為が起こったとして、それに異議を唱えないのかということ、きちんと取り締まることはできるわけです。これは別に法律がなくてもできる部分です。

大きな例があります。governmental vs. roundabout 1978年が大きな判例になっており、判例法で裁くということになっているのです。先ほど申し上げた判例法では、学者がラテン語で stare decisis と呼んでいるドクトリン、つまり先例拘束性の原則というものがあります。それが不法行為にも適用されているということです。先ほどの事例のように、1950年から、この roundabout のケースもありましたが、そこまでさかのぼってご覧ください。不法行為に相当するものがたくさん裁かれています。リーディングケース、ミドルケース、それから結審したケースもあります。それぞれに傍論や判決意見、判決理由などがきちんと付いており、閲覧ができます。

もう一つ重要なことがあります。ある事項について、法律が欠如している部分があったとしても、ミャンマーの法律システムで、その部分が空白だということではありません。明瞭（めいりょう）なのです。通称で万能薬といわれる一つの法律があります。この法律は何でしょうか。Myanmar Laws Act、ミャンマー法というものです。これは何でもありの法律です。つまり、がん患者に投薬しなくてはならない、第4段階の進行性がんだというときには、この万能薬、つまりミャンマー法を発動できるわけです。

ミャンマー法には13条というものがあり、この中に3つの要素が入っています。まず1つは正義です。正義が通っているかどうかを、判事が決めるわけです。2番目が、公平性があるかどうかを判断するということです。イギリスでいう公平法で、公平性の原則を貫くということです。もし、これもないのであれば、3番目の要素があります。善意もしくは良識、自分の良心に従うということです。何が正しいか正しくないかは、良心に聞けば分かります。敵や批判家は皆、何かがおかしい、こんなものは良くない、もっと出せと言うわけです。どうしてでしょうか。これが世間の常だからです。このような世間に生きていかなければならないのです。しかし、良心というものは常にあるわけです。皆さんの心の中にある良心に聞けば、正しいか間違っているかは自然に分かります。従って、成文法がなくても、正義、公平、良心があるということです。これらはすべて、極めて古い伝統を持ったミャンマー法の中で、権限が認められています。古びているかもしれない、すべての法律が不要になったというわけではないのです。

それから、次は物権法のお話です。物権法については、研究者の方々にもう一度申し上げますが、2つの法律をぜひ精査なさってください。例えば、外国人の私有権が認められないことがあります。もう一度よく見てください。これは極めて慎重に書かれている法律なのです。何が法典になっているのかということ、2つあります。一つは物権法の移譲、そしてもう一つは物権規制法の移譲です。

所有権の移転については、やり方によっては合法的に譲渡可能です。どうすればいいのでしょうか。例えば、販売、贈与、モーゲージ、バーター、リースなど、いろいろな呼び名がありますが、5つの形態を通じて所有権は移転できます。従って、5つのルートがあるということです。ただ、それぞれ幾つかの制限があります。これらは法典化されており、1986年・物権移転制限法と呼ばれています。

例えば、固定資産を外国人に譲渡するのは駄目だということになっています。では駄目なのかということで、悲しまないでください。それは例外が認められるからです。私がまさにその除外の文を起草したのです。社会主義の時代で、1985年、1986年の土地法でした。以来、いろいろな弁護士や法曹界の方々が意見を持って、先見の明に満ちていたので、世界中の法律を調べました。そして、いずれミャンマーが地方経済から市場経済化を図るのであれば、その日に備えておこうということになったのです。そして、2つの条文を書いて、エスケープルートにしようということになりました。長期リースができるという、いわば抜け道を開いたわけです。われわれは2つの条文を入れました。14条、15条が付け加えられたのです。これによって、特定の場合には、主務官庁にもよりますが、権限を持って、ある個人を免除することができ、不動産についての長期リースが認められるようになりました。

例を言います。ヤンゴンの真っただ中に、マーチャント通りがあって、ボージョー通り、スレー・パゴダ・ロードがあります。そこに、サクラタワーという大きなタワーと、トレーダーズという有名なホテルがあるのです。ホテルにはもちろん物権移転禁止法が掛かっているので、リースは1年間ということになります。ところが、最終的には60年間のリース期間が認められました。どうしてこんなことができたのでしょうか。対象になった地域は、この2つのセクションがあるおかげで、タワーがそびえ立つことができると解釈されたからです。

やり方によっては、長期リースはオーケーなのです。昨年、2つの土地に関する指令を公布しました。この中では、長期リースを投資家に認めてもいいということになっています。われわれにその権限が与えられたのです。どうしてその権限を得ることになったのでしょうか。それは現実的な観点から、今、14条と15条という2つの条文を申し上げましたが、これがあるおかげで、投資家が権利を持って長期リースを獲得できるようになったわけです。そして、今や長期リースが可能の世の中になりました。従って、現実的には、外国人はかなり長期のリースを手に入れることができる体制になっています。

3番目に行きます。これは手続き上の話で、刑事訴訟法と民事訴訟法についてです。ミャンマーにはその他もろもろの法律がありますが、例えばこの刑事訴訟法は、1861年にさかのぼります。刑罰法も1861年のもので、非常に古いのです。しかし、だからといって、すべてが無用になっているわけではありません。それはインド法典が法源だからです。この法律はインドから来たものなのです。

インドの法曹界の人たちは、非常にうまいコメンタリーを書くことができます。コメンタリーが豊富にあり、それ自体が法廷で権限を持つのです。例えば刑事訴訟手続きの場合、一言一句、すべて字義通りに法律が書かれています。そして判例法なども、過去にいろいろな判決が出ているわけです。民事訴訟法と刑事訴訟法について書かれた本に、2人の非常に有名な法曹界の方がコメンタリーを書いているのです。それを読めば、一言一句に込められた意味を解釈できるようになっています。民事訴訟法、刑事訴訟法、また罰則法に書かれてい

る一言一句が持つ意味に至るまで、はっきりとコメントリーが書かれているわけです。そしてコモン・ローの下での判決意見、判決理由、傍論もすべてははっきりと書かれており、先例拘束性もあるということです。

私は若い人たちをリクルートして、面接を行い、彼らを昇進させるかどうかを決定しています。まず面接官として、民事訴訟法や刑事訴訟法について書かれている本を置きます。そして、「どのページでも好きなところを開いて、そこについて説明してください」と求めるわけです。「法律ではこの言葉を使っているけれども、これはどういう意味ですか」ということを聞くのです。それは既に何百年にもわたって克明な解釈が書かれているからです。従って、わが国では、手続き法というものが非常に明瞭な形であるということです。ぜひこれをご参照ください。

次は仲裁の話です。仲裁については2つの法律があります。一つは1944年、もう一つは1939年の仲裁法です。1939年の仲裁法はジュネーブ議定書にのっとったものです。われわれには新しいアジェンダが与えられました。つまり、今後はUNCITRALのルールを守っていくということになったのです。それから、1958年のニューヨーク条約にも従うということになっています。すべてをやり遂げるには、それなりの時間がかかります。皆さんは恐らく、「なぜ現段階において法律がないのか」とおっしゃるでしょう。しかし、われわれは民主主義国家ですから、すぐにはできないのです。一晩で法律を作って交付するわけにはいきません。世の中はそうは動かないということです。

今のお話にあったように、踏むべき手続きがあるのです。まず主務官庁が法案を書かなければなりません。例えばニューヨーク条約については、国内法を手当てする必要があります。ニューヨーク条約に合った仲裁法を、国内で作らなくてはいけないのです。まず、主務官庁である国家計画・経済開発省が法案を出します。こちらが草案を練って、法務長官府に持ってくるわけです。そして、われわれがいろいろな助言をします。ただ、けさの説明でご存じのように、憲法の11条において、三権分立でチェック・アンド・バランスが働くようになっているわけです。つまり条約を批准して、法律として通したいと思っても *pacta sunt servanda* のドクトリンがあるのです。条約というものは、作ったら尊重しなくてはいけないという原則があります。従って、条約を締結したら、それを定義する国内法を用意しなくてはいけないということになっています。これはもちろん国際司法裁判所の判例にも随分載っているわけです。

しかし同時に、国際法を見てみると、もちろん条約義務は尊重しなくてはならないことになっていますが、その中にハウツーは書いていません。立法、司法、行政の三権がどのようにやっていくかは、各国の裁量及び主権に任せることになっているわけです。

仲裁法については、既にニューヨーク条約を取り入れた国内法の起草が始まっています。そして今は法務省とも作業をしています。その後、われわれのシステムの中では、内閣に上程することになります。閣僚がその法案について審議し、これでいいかどうかということで、条文を逐一さらっていきます。自分の担当している原局と相談しながらやっていくわけです。日本でもそうだと思います。これは公法の話ですが、私法でも同じです。

内閣での審議が終われば、そこで私の手を離れることになります。私の手から離れて、立法府の手に移ります。立法府は上院・下院があるので、それぞれで審議し、上下院で話がつけば、最終的に公布ということにな

るわけです。そういう手続きがあるということです。その後、いろいろな段階を経て、最終的に法律になります。ローマは一日にして成らずです。従って、いい法律も一日にして成らずということです。当然、時間がかかるし、精査しなくてはならないのです。

さて次は、私のリストを見てみると、法律制度そのものの話です。はっきりとした法律の部分もあれば、あまり明瞭でない部分もあるわけです。コモン・ローの法律制度で、これはもちろんわが国も一部入っていますが、法律でも制度でもはっきりしない部分についてどうするかということです。これはイギリスのやり方通りに、判例法をベースにして考えます。

ミャンマーはインド法典を借りてきた国です。判決、ルーリングベースの国なのです。不明瞭な部分については、ルーリングで考えるということになっています。まずケースを準備して、裁判所に送ります。ミャンマーにおいて、裁判に持ち込む場合には、連邦レベルで、連邦の最高裁判所というものがあります。その下に、高等裁判所、地方裁判所があるという段階になっています。

最高裁判所のレベルにおいてユニークなのは、最高裁判所が通常2つの管轄を持っていることです。一つは上層部門、もう一つは原審というものです。彼らは上層だけでなく、最初の前審を受け入れることになっています。従って、不明瞭な部分はすべて最高裁判所に持っていき、原審としてクリアしてもらうことができるわけです。敗訴した側が不満であれば、同じ最高裁判所の中で、上訴審に掛けることができます。そして、ルーリングもしくは判例を得て、不明瞭なところを明瞭化してもらうことが常にできるのです。わが国はそういう制度で動いています。これはきのうきょう始まったわけではなく、実際に数百年も行われてきたことです。

会社法の話に入ります。ここでもご覧になれるように、明らかに古いところがある法律です。けれども、すべてが不要だということではありません。48の法律は既に廃止されました。なぜかというと、時流に全く合わなくなってしまったからです。しかし商業的な意味から言うと、抜本的な変更が必要でない限り、当該会社法は何年も使われてきましたが、今でも効力を持っています。1974年から1988年までは社会主義の時代でした。興味深い事項として、お気づきになったかどうか分かりませんが、その間、会社法が廃止されることはありませんでした。

イギリスのコモン・ローで、dead letter lawと呼ばれているものがあります。機能を既に果たしておらず、しかしながら法典としては残っているという法律です。1988年に政権が交代し、その後、現政権になって、この死んでしまった法律にもう一度生命を吹き込んだ形になったのです。ただ、忘れてならないのは、1974年から1988年までも、現存はしていたということです。この間は眠っていた状態でした。その前にも既に判決やコメント、判例が出ていたわけです。会社法というものは、1974年以前に多くのコメントが出てきていたので、それが参考になりました。英国法の下でもコメントが出ていて、これも活用することができました。

先ほどの話にもあったように、いろいろな議論が持ち込まれるわけです。商法でも有名な事件が起きています。われわれも弁論をする際には、過去にこういうケースやコメントがあって、インドではこういうものが出ているというようなことを、ロイヤーが引き合いに出してきます。1914年法という、とても古い法律があります。1919年法と同じぐらい古い会社法もありますが、それらにも皆コメントが付いています。われわれ



れは今、飛行機に例えるとテークオフペースで、離陸を始めているところです。その離陸ペースと巡航スピードは、ほかの国に比べてずっと速いのです。

そういうことで、会社法については、いろいろなコメントが過去から積み上げられてきています。調査官の方々にも、ぜひこれを精査していただきたいと思います。インド、イギリスにもさかのぼるコメントを、今のミャンマーでも使っているということです。われわれが行っていることは以上です。

われわれは、安倍総理に直々にご訪問いただき、サポートしていただいていることに、非常に意を強くし、心より感謝しております。また、JICA や JETRO、その他もろもろの方々から頂いているご援助に大変感謝しております。今ミャンマーとしては、JICA 及び法務省と、新しいプロジェクトと協力体制を検討・準備しているところです。どうしてでしょうか。それはいつの日か、私の目の黒いうちにはできないかもしれませんが、われわれの子どもや孫の世代には絶対に可能になると信じていることがあるからです。

私どもは選挙で選ばれた国会議員を全面的に信用しています。先ほども話があったように、法務長官も、また管区・地区レベルの法務長官も、大統領に指名されています。われわれの指名は必ず議会によって承認を受けているわけです。どうしてでしょうか。エブraham・リンカーンは、ゲティスバーグでの有名な演説で、「人民の人民による人民のための政治」と言いました。われわれは法制度についても同じように考えています。ご清聴ありがとうございました。

(ティー・クン・ミャツ) どうもありがとうございました。それでは、私からほんの少し言い添えたいと思います。

皆さま、わが国の歴史をぜひご覧になってください。わが国は半世紀以上にわたって、世界から孤立してきました。一番苦しんだ人たちは誰でしょうか。それはミャンマー国民です。われわれは即刻、変わりたいと思っています。ただ、一朝一夕にはいかないのです。すべてを一日で変えることはできません。しかし、できるだけ速やかに変えていきたいと思っています。だからこそ、日々頑張っているわけです。

私がプレゼンテーションで申し上げたように、既存の法律が 101 本あり、その後、今の体制下で国会ができました。すべての古い法律も含めて、見直しをしなければなりません。時流から遅れてしまったものは既に廃止しました。他方で、今後は世界の標準に合った新しい法律も制定していく必要があります。デリゲーションのリーダーが申し上げたように、外国直接投資法も制定しています。この制定には約 1 年かかりました。いろいろな議論を闘わせてきた結果です。さまざまな審議を行い、緊迫した場面も多かったのですが、最終的には、外国人にも受け入れられ、そして投資をしていただけるようなところまでまとめ上げました。

今回は法律の制度がメインテーマになっているシンポジウムなので、われわれの立法における経験を少しお話ししたいと思います。法律の制度、また、立法府が何をやっているのか、どういう協力が可能なのか、お話しできることはいろいろとあります。ただ、なかなか簡単にはいかないということです。それは各国のニーズが違うからです。わが国は地理的な要衝に位置しています。さらに、国内における問題も山積しています。従って、このような問題にも対処しなくてはなりません。しかも新しい法律を作っていかななくてはならないとなると、大変なのです。

われわれは日々、文字通り 24 時間体制を取っています。近い将来、いい形になるように、すべての面で国際

的に遜色（そんしょく）のないものができるよう願っています。ご支援をよろしく願います。

（野口）どうもありがとうございます。それでは、時間がほぼなくなりましたので、このセッションは終わりにします。パネリストの方々全員に御礼申し上げます。特にミャンマーの方々においては、参考になるご意見をありがとうございました。温かい拍手をもって感謝を表したいと思います。

子浦：野口部長、パネリストの皆さま、どうもありがとうございました。皆さま、野口部長とパネリストの方に、盛大な拍手をお願いします。

## 質疑応答

（司会）それでは本日の講演・発表に対する質疑応答に入りたいと思います。時間が限られている関係で、事前に質問票を提出していただいた方に、こちらで指名をいたします。

最初の質問です。ご質問は3点です。1点目は、管区あるいは州の議会と連邦議会との権限の関係について、2つ目は、大統領と議会の権限について、3つ目は、先ほどのパネル・ディスカッションの中でトゥン・シン長官からご説明いただいた dead letter law に関する質問ということです。質問内容についてご説明をお願いしますか。よろしく願います。

（質問者1）今日はどうもありがとうございます。

まず、ティー・クン・ミャツ委員長へのご質問です。最初に、頂いた資料の16ページの中で、スケジュール1はこれ、スケジュール2はこれ、スケジュール3はこれというように、連邦議会・管区議会・州議会の間で、何に立法権限があるかが明確に区分されているということです。このスケジュール表を見れば分かると思うのですが、せつかくの機会なので、考え方として、何を連邦議会で決めるのでしょうか。逆に言うと、管区議会あるいは州議会で決めて、残りが連邦議会という解釈をしているのですが、少なくとも、管区議会・州議会で決めるものは何かという基本的な考え方を伺いたいのです。それから、管区議会・州議会の中で出てきて、地方議会で議決した部分について、中央政府の観点から見ておかしいということで、それを否定する権限が中央政府にあるのでしょうか。これが最初の質問です。

次は公布に関するところで、28ページで書かれていることについての質問です。先ほど説明された資料には、大統領は議会が通過させた法案に対して、いったん差し戻す権限があると書かれています。しかし差し戻した後、もう一回議会から出てくると、それを受け入れざるを得ないというふうに、私はご説明とこの資料を読んで解釈しました。そうすると、政治の総責任を負っている大統領が、議会の言うことを完全に受け入れるしかなくなってきます。そのような場合に、例えば執行責任を負っている大統領が、議会に対して解散指示をするなどという、せめぎ合いのようなことは可能なのでしょうか。あるいは、大統領は議会から出てきたものを無条件で受け入れるしかないのでしょうか。これが2番目の質問です。

それから3番目です。先ほどトゥン・シン長官のご説明の中で、死んでいる法律、機能していない法律という会社法の例を出されました。その中で、イギリスやインド、それからシンガポールのコメントリーを積極的に活用していくというご説明があったと思います。そうはいつでも、イギリスとインドの会社法は必ずしも完全には一致していません。そのような状況の中で、違う法律に基づいたコメントリーを、下手をすれば、いい

と取りをしたりすると、外から見て非常に分かりにくいのです。その矛盾をどのように克服していくのでしょうか。それから、例えばトランプでいうエース、キング、クイーンではないですが、イギリスがコメンタリーを出してきたら、インドのものがあったとしても、イギリスの方が優先されるのでしょうか。例えば、国の順位なり、違った国におけるコメンタリーを選択する上での考え方なり、ヒエラルキーなりはありますか。

3つ、全く違った観点での質問で申し訳ないのですが、よろしくご指導をお願いします。

(ティーン・クン・ミヤツ) 3つのご質問を頂きました。

最初のご質問は、スケジュール1の解釈についてのお話でした。つまり、連邦とその他の立法府レベルにおける役割の違い、連邦の決定がすべてを超越するのか、そして、州及び管区における議会はどのような権限を持っているのかということでした。スケジュール3はここに書いてある通りで、自治区が行うものです。別表1は連邦議会のみが立法可能なもの、別表2は管区議会のみが法律を提出できるもの、別表3は自治区域が行うものにわかれているわけです。つまり、連邦議会のみが立法可能な事項は、スケジュール1を見れば分かるということです。

ただ、ここに書いてあるといっても、場合によっては、連邦議会が管区議会もしくは自治区域に権限を委譲することはあります。ここでいう自治区域は、スケジュール1及び2に書いてあるものは制定できません。もちろん緊急事態に陥ったときには、連邦議会が権限を持って、あらゆる法律を制定できます。従って、権限的には連邦議会が超越することになります。これで1問目のお答えになったでしょうか。

11条の三権分立について、特に立法府・行政府・司法における権限の役割分担に関するご質問もありました。この三権はできる限り分立させつつ、お互いを見ながら、チェック・アンド・バランスを効かせるという設定になっています。

公布についてのお話ですが、実はそれがまさにチェック・アンド・バランスの対象になっているのです。当該法案は、まず議会を通過し、最終的には大統領の評価を受けなくてはなりません。大統領は、法案の再審議を求めることができます。つまり、差し戻しが可能ということです。その差し戻しを受けて、議会が再検討をするわけです。大統領のレコメンデーションが非常に良い場合は、それを議会が受け入れることもあります。しかし場合によっては、大統領から差し戻されても、立法府が受け入れないときもあるのです。従って、それを決めるのは立法府です。これがチェック・アンド・バランスそのものなのです。そこで立法府から大統領に法案が差し戻されると、7日以内に承認する表決が行われ、大統領が署名をすることになります。

(質問者1) もっと率直な形で質問させていただきます。

ここに来ているわれわれビジネスマンが、一つ大きな関心というか、懸念を持っているのは、再来年の選挙で、NLDが議席の過半を取りながら、大統領は与党が取るという可能性があることです。例えば、過半を取ったNLDが法律を出し、ところが大統領は与党側で、その間の調整が効かなくなったとします。そのときに、どのような形でいろいろなものが運営されるかが、日本のビジネスマンの共通の懸念だと思うのです。

そういう意味で、こここのところで議会が出したものを、大統領が一回差し戻して、その対抗手段として、議会がずっと出したままだとすると、受け入れざるを得ないのでしょうか。そうだとすると、どうなるのかというのが、質問の真意です。

(トゥン・シン) 私の方から、ただ今のティー・クン・ミャツ委員長への答えに付言してもよろしいでしょうか。ご親切な質問で、ご関心やご懸念がどこにあるのかを説明していただきました。どうもありがとうございます。

最初のご質問は議会のお話でした。上下院にプラスして、三権分立があり、14州・管区の議会、そして連邦の議会もあるということで、その辺のやりくりがどうなっているのかというご質問だったと思います。先ほどティー・クン・ミャツ委員長が申し上げたように、まずわれわれの憲法をご覧ください。その背後にはいろいろな別表が付いています。

これをご覧くださいと、例えば別表1というものがあります。これは憲法第96条に該当しています。別表2は第88条に該当するものです。では、別表1は何を言っているのでしょうか。これは憲法の中で、連邦が権限を持って公布できる法律が定められています。つまり、別表1で網羅されている項目に該当する法律は、すべて連邦レベルで公布することになっています。別表2の方は、それと同時に、州と管区にも権限を認めたいということです。ミャンマーは決して小さな国ではありません。実は100以上の少数民族を抱えています。14の管区と州があり、それぞれに管区議会・州議会があるわけです。従って、分野によっては、地方レベルの議会に権限を認めて、法律を作ってもらうことが相当となります。それによって、はっきりと作業分担が行われているのです。これが、別表1は連邦、別表2は地方のレベルということで、すっぱり分かれている理由です。

従って、一番分かりやすいのは、裏に付いている別表をご覧くださいということです。そうすれば、内容が分かります。分業体制がきちんとできているわけです。ティー・クン・ミャツ委員長もそのようにお答えした次第です。

それから、2つ目のご質問についてです。委員長が申し上げたように、確かに国会が出してきた法律については、行政府として合意するものもあるし、しないものもあります。大統領はそれに署名をする前に、自由にコメントを出すことができます。また、それを連邦議会の方に差し戻すこともできるわけです。そして差し戻された方の連邦議会は、即拒否権ということにはなりません。

例を挙げます。幾つかの国々では、憲法において大統領の拒否権が認められています。Pocket Veto ということで、項目別に細かく拒否権を出すこともできます。また国連でも、5カ国の常任理事国は拒否権を持っています。しかし、ミャンマーではそういうことはありません。それは民主主義国家だからです。例えば、大統領がこの法律には合意できないと思った場合は、コメントを付けて連邦議会に差し戻します。そして連邦議会で、大統領のコメントを見るわけです。大統領が出したコメントということで、議員はそれなりに重く受け止めて検討します。国会としても、大統領の言うことに真摯に耳を傾けるのです。これが大統領の見解で、これがもともと議会が出した法案だということで、民主主義体制で議決を取るわけです。大統領が出してきた対案が勝つ場合もあるし、負けてしまう場合もあります。このように、大統領のコメントについても、民主主義的に議会で表決を取って決めるということです。アメリカなども、拒否権はありますが、もちろん民主主義国家として議会で表決を取っているわけです。わが国も同様だということです。

第3番目のご質問は私宛てということで、喜んでお答えします。私は dead letter law、今は機能していない法律ということをお知らせしました。例えば会社法は、過去1974年から1988年の間は有名無実な法律でした。法律として書かれたものが現存はしていたのですが、使われていなかったということです。もう一回、思い出

してください。この法律は1914年の会社法です。おっしゃる通り、イギリスとインドの会社法は全く同一ではありません。しかし、会社についての原則というものは、全く同じではないけれども、かなり似ています。従って、弁護士が何かコメントリーを引用したいと思った場合は、大体インド法のコメントリーを引いてくるわけです。これは午前中に申し上げた通りです。

イギリスの裁判における権威である Lord Denning は、「ミャンマーの法律はへんてこな生き物だ」とおっしゃいました。その心は、ミャンマーの法律はイギリスの法律そのものではないということです。いろいろな法律のハイブリッドなのです。そして、1914年の会社法と、それにのっとった弁護士の活動は、インド法からそっくり借りてきたものです。1914年の会社法には、インド法のコメントリーがあるのだから、なぜわざわざイギリスのコメントリーを引いてくるのか、必要ないではないかということになるわけです。インド法をそっくり借りてきているなら、インドのコメントリーを見れば済む話です。それはその通りで、われわれもインドのコメントリーで十分に事は足りると思っています。すべてのテーマや条文についてのコメントリーはインド法をベースにしているからです。

次の部分に入ります。では、なぜイギリスのコメントリーを使うのかというお話です。例えば、特定の原則について、インド法のコメントリーには相当するものがなかったとします。その場合、座ったまま何もしないわけではありません。さらに調べるのです。法律調査者はもっと視野を広げて、例えば、イギリス法ではその原則について何と言っているのかを見るわけです。ただ、私どもの会社法は、インド法をそのまま持ってきたレプリカだということです。

私はイギリスとベルギーに留学をしたのですが、その際に、イギリスの判例法を見る経験を得ました。刑事法、刑法、海上運送法、航空法、宇宙法など、いろいろなものを見たのです。そのときに、インド法では何も語られておらず、あまり参考にならない場合があります。そういう場合には、イギリス法のコメントリーを参照します。

例を挙げます。イギリスの海上運送の世界では、船荷証券というものがあります。日本の造船所でも、船はどんどん建造されていますから、日本の方はよくご存じでしょう。イギリスでは、船荷証券について2つの法律があります。一つは Carriage of Goods by Sea Act、もう一つは Bill of Lading Act、つまり海上運送法と船荷証券法です。これらはそれぞれ範囲が非常に広く取られており、細かな解釈が加えられています。そしてミャンマーにも、海上運送法と船荷証券法という2本の法律があります。これはよく調べてみると、そもそもはブリュッセル条約から引いてきたもののようです。例えば、この船荷証券法と海上運送法については、インドの海運法を見ても、参考になるものがあまりないのです。その場合には、イギリスのコメントリーを見るということです。

海上運送については、参考になるものが3つあると申し上げました。イギリスでは『Carver's Carriage by Sea』、それから『Carriage of Goods by Sea Act』という船荷証券法に関するものがあります。この2つを組み合わせてみても、直接適用できる参考例がない場合は、今申し上げたように、イギリスの海運法にさかのぼって探すことになるわけです。

航空運送法でも、ワルシャワ条約を参考にしています。航空機で荷物を運ぶときに、衝突や墜落をした場合

にどうなるかということです。負傷者や死傷者が出た場合、その親族が訴えてきます。そうすると、ワルシャワ条約を当てはめることとなります。航空運送法を盾にとって、航空会社を訴え、賠償金を請求できるわけです。ところが、インドの法典を見ても、コメントリーがない場合があるのです。ないからといって、そのままにしておくことはできません。親族が訴えてくるので、その糧となる準拠法を見つけなくてはならないわけです。結局は、航空運送法に関するいろいろなものを参考にするということとなります。Bin Cheng の『The Law of International Air Transport』、Shawcross and Beaumont の『Air Law』、McNair の『The Law Of The Air』など、見ようと思えばいろいろとあるわけです。

それから、今後はどうなるのかというご質問もありました。また新しい議会が招集されたらどうなるのかというお話だと思います。実はきょう、まだお話ししていなかった法律があります。ぜひこれをご覧いただきたいのです。そこに答えが必ず入っているはずですよ。

1973年の解釈法、もしくは一般条文法という法律があるのです。この一般条文法には、非常にユニークな要素があります。これもインドから持ってきたものです。中身は簡単です。ある特定の法律が、過去に正しい形で実行され、手続きが遵守され、既存の法律で授權されているなら、それがたとえ古くても、その後に新政権ができて、その効力を維持できるということです。もちろん、適切に運用されていなくてはならないというのが条件です。

つまり、慎重に考える必要があるということです。法律的なポジションは変わりません。われわれは常に法律を尊重し、順守しています。そして、法律は絶対にあなたのためになると信じています。

**(質問者 1)** 長官自ら、ご丁寧な説明をありがとうございました。ミャンマーの法制度のダイナミズムと価値観が非常によく分かりました。

**(トゥン・シン)** こちらこそ、どうもありがとうございました。

**(司会)** トゥン・シン長官、ティン・クン・ミヤツ委員長、どうもありがとうございました。

続いて、今のご質問の3点目にも少し関係するかと思いますが、他のコモン・ロー諸国の判決が法源性を有するかというような内容のご質問を頂いています。ご質問の内容のご説明をよろしくお願いします。

**(質問者 2)** この質問は、トゥン・シン法務長官に対するものです。ミャンマーは随分長い前、コモンウェルスから外れていました。コモンウェルスのアジア諸国は、国内に法的な原則がないときに、お互いの国における過去の判例を参照し合っていました。これからミャンマーの裁判所も、他のコモンウェルス諸国、コモン・ローの伝統を持つ国々の判例を参照し、前提とすることができるのでしょうか。

**(トゥン・シン)** ご質問をありがとうございました。とてもいいご質問を頂いて、大変感謝しています。

それでは、お答えします。まず、われわれは確かに英連邦の国ではありません。1948年に独立して以来、英連邦には属していないのです。そこで、コモン・ローの伝統を持つ英連邦の国々に対して、われわれが彼らの言を活用するのかというご質問だと思います。

わが国で施行されている法律をご覧になってください。独立前から施行されている証拠法のことです。

証拠法について少々ご説明します。法廷において、弁護士及び判事その他の実務家は、関連性のあるものではないものをはっきりさせなくてはなりません。これは禁反言の原則という、よく知られた原則がベースになっ

ています。つまり、当該証拠について調べるかどうかということです。これは世界中で普遍的に受け入れられている考え方です。この証拠法の中には、一つの条文が入っています。ミャンマー以外の国の裁判所が出した判決の引用は、questions of fact といって、事実関係が問われるものになります。つまりこれは、提訴の際にはあくまでも参考として使うということです。

もう少し詳しくご説明します。例えば航空運送法について申し上げます。これについては、ワルシャワ条約の1929年航空法が採択されています。例えば、航空機が墜落してしまったという事件があった場合に、この法律を盾にして、航空会社を訴えることができるわけです。しかし、航空会社を訴えるとなると、問題が出てきます。弁護士から見ると、当該航空法には抜け穴があるのです。私も弁護士をしていましたが、つまり、これは過失ではなかったかということで、責任を限定化できるのです。もちろん限定責任は掛かるので、逃げることはできません。ところが、通常の過失事案ではなく、意図的な過失となると、どうなるでしょうか。条約が何と言おうと、即、その上限を突破することができるのです。そして責任賠償金は青天井になります。これは意図的な過失があり、故意であった場合です。

イギリス法の下での、いい例があります。2人のドライバーが信号のところに居ました。1人のドライバーは信号を見ましたが、遅刻しそうで焦っていたのです。通勤途中にはよくあるパターンですね。それで、信号無視をして行ってしまったわけです。このドライバーは過失で有罪判決を受けます。もう1台のドライバーは、50mも100mも前から信号機が見えていました。しかしこのドライバーは、「このまま信号無視で突っ走ろう」と言ったのです。2人のドライバーは同じ信号機を通りましたが、2人目は意図的に無視しました。従って、この場合は意図的な過失になってしまうのです。

例えば、航空機が墜落して死傷者が出た場合、条約の下では、航空運送法によって、通常の過失という形になるわけです。ところが、実はこれが意図的に行われた重大な過失事案だとすると、違法な不正行為ということになります。そうすると、判断が分かれてしまうのです。

従って、このような例においては、やはりイギリス等の西欧諸国の判決を聞かざるを得ないわけです。ただ、聞いたとしても、それはあくまでも参考として扱われることになります。われわれの法体系にも、こういった形でコモン・ローが持ち込まれるケースがあるということです。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、どしどしおっしゃってください。喜んでお答えします。

**(司会)** トウン・シン長官、どうもありがとうございました。時間が来ていますが、質疑応答をもう少し続けていきたいと思えます。

次の質問は、トウン・シン長官とティー・クン・ミャツ委員長に対して、憲法裁判所に関するご質問です。

**(質問者3)** 今のミャンマーの2008年憲法の中には、憲法裁判所というものがつくられています。これはミャンマーの歴史の中で、恐らく初めての存在だと思います。コモン・ローのシステムを取っている国では、最高裁判所が違憲審査権を持つわけです。日本には憲法裁判所はありません。この2008年憲法で、ミャンマーが憲法裁判所というものをつくった理由と目的は何でしょうか。もしかして、どこか外国のシステムをリファーされたのでしょうか。

それから、皆さんもご存じだと思いますが、昨年、議会によって最高裁判所の裁判官らが弾劾されるという

ケースがありました。これについて、もし良かったら教えていただきたいというのが、私の質問の内容です。

(トウン・シン) ご質問をありがとうございます。喜んでお答えします。幾つかお答えして、その後、ティー・クン・ミャット委員長に引き継ぎます。

まず、憲法裁判所を置いた目的は、法律を解釈するということです。つまり、憲法にきちんと沿っている法律かどうかを解釈するのです。憲法との整合性を欠いている場合は、当該法律には既に価値がないということになります。つまり現存しないことになるわけです。それが憲法裁判所をつくった理由です。憲法裁判所は、われわれのシステムにはなかったものです。

ただ、過去はどうだったのかということを少しご説明します。わが国で最初の憲法ができたとき、その解釈は最高裁判所が行っていました。これはアメリカと似ています。アメリカの憲法をご覧ください。憲法を解釈したり、無効化したりするのは誰でしょうか。これはアメリカの最高裁判所です。アメリカでは、憲法に解釈を加えるのは最高裁判所なのです。憲法裁判所は、判決されたものについての解釈を決めるところだということです。

2番目のご質問に行きます。1974年の憲法は2番目にできたものです。この憲法における解釈は当時の議会が行いました。Pyithu Hluttaw と呼ばれていた議会です。当時はこの議会が責任を持って憲法の解釈を行っていました。そして、今や3番目の憲法が実行されており、われわれは憲法解釈については憲法裁判所に任せるという形になったわけです。

(質問者3) 私が申し上げたかったのは、どこか諸外国の例を見て、アイデアを得たのかということです。

(トウン・シン) どこからアイデアを得てきたかということですが、まず南アフリカを参考にしました。私はヨハネスブルクの憲法裁判所に行ってきました。そこには約20人もの判事が居て、常に大法廷で裁くわけです。私どもは法務省のお計らいで、酒井さんにアレンジしていただき、日本の最高裁判所を見学しました。ちょうど大法廷が開廷されていて、感激したのです。それと同じように、南アフリカのヨハネスブルクでも、判事が20人そろって大法廷を開きます。裁判所のマークは動物で、とてもアフリカ的なものでした。われわれは非常に触発されたわけです。それだけでなく、近隣諸国からも触発を受けました。3番目には、韓国にある憲法裁判所も参考になりました。われわれは3カ国を参考にし、触発されたのです。

憲法について解釈を加える場合、憲法に沿っていない法律があれば、それは無用なものと解釈されます。われわれは、それをどこに解釈させればいいのかということを考えました。そして、別の裁判所があった方がいいと思ったわけです。憲法を見てみると、昔は最高裁判所や当時の議会が解釈を加えていたという前例がありました。しかし、過去のやり方は今の時流に合わない、もっと近代化させたいと考えました。その結果、憲法裁判所を設けることになったのです。これは憲法の中にも組み入れられ、司法の分野に書かれています。

もう一步踏み込んで申し上げます。憲法の原則については、よくご存じだと思います。2つのバージョンがあるのです。イギリスとミャンマーのバージョンです。イギリス方式とミャンマー方式を比べて、ミャンマーの方が良ければ、そちらをさらに読み込むということです。

ほかにいかがでしょうか。喜んでお答えしますので、ご質問をどうぞ。

(司会) ありがとうございます。せっかくの機会ですから、時間の許す限り、質疑応答を続けたいと思いま



す。もう少し具体的な質問も幾つか頂いています。具体的なので、簡潔にお答えいただける内容ではないかと思えます。

ティー・クン・ミャツ委員長に対して、議員立法に関するご質問を頂いています。質問内容について、ご説明をよろしく願います。

**(質問者4)** 本日は貴重なお話をありがとうございました。私からは、議員立法、private bills について伺います。大きくは2つあります。

1点目は、private bills にも、section one hundred の規制が関わってくるのかということです。具体的には、例えば国会議員が提案する法案の中身が、national plan や taxation に関わるものでもいいのかどうかです。

もう1点は、国会ができてから、これまでに50本を超える法律が制定されたというお話を伺いました。その中に国会議員の提案による法案が何本あるのかというのが知りたいところです。よろしく願います。

ティー・クン・ミャツ：まず、議員立法、private bills に関しては、閣僚もしくは各議員がスポンサーになって出す法案ということになっています。100条Aには、national plan、租税、あと幾つかの項目が書いてありますが、これらは連邦政府によってのみ発議できます。これについては全国に関わることなので、private bills は認められません。

**(トゥン・シン)** 大変いいご質問をありがとうございました。付け加えてもいいでしょうか。

この100条を、ぜひ精読していただきたいのです。これは法案提出に関わる法律で、2つのパートから成っています。AとBとに分かれています。

Aが何を言っているかということ、連邦レベルの組織は、憲法の下でつくられていれば、リストに入っているものについては、法案を出す権利が認められるということです。つまり連邦のレベルで、リストにきちんと入っているものです。ユニオンリストというのは、先ほど申し上げた別表1のことです。それについては、法案を何でも出していいということになっています。

Bの方をご覧いただくと、しかしながら、national plan 及び年次予算、租税に関するものについては、連邦政府のみが法案を出す権限を持つと書いてあります。そして、議会で表決を取ることになっているわけです。

100条が言っているのは、別表で述べていることと、租税・予算等の法案については連邦政府しか出せないということです。これは国家が絡む法案だからです。予算法案というものは、すべての官庁に絡む話です。世界中の議会も、予算を通すかどうかという点では、同じことをしています。一国の予算に関わる話なので、財務省主導で行うということです。財務省は予算案を出す前に、私どもの法務長官府を含めて、すべての官庁と話をします。われわれの予算要請が通る場合もあるし、そうでない場合もあります。財務省がすべて財布のひもを握っているのです。日本でもそうでしょう。財務を管理している人たちには、慎重に対応しなくてはなりません。

従って、予算や租税などに関わる部分は、財務省、連邦政府が権限を持っています。この場合には、連邦政府イコール財務省ということになります。ほかの法案については議員が立法権を持っています。これがまさに議員立法、private bills といわれているものです。興味深いことに、このごろは議員立法がかなり出てきて

います。民主主義なので、議員は法案を出す権利を持っているわけです。われわれはもちろん彼らの権限を尊重しています。

どうもありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございました。時間が超過しており、また、ミャンマー法務長官を初め、皆さまにはこの後もご予定がありますので、ここで質疑応答を終わらせていただきます。このほかにも3名の方からご質問票を頂いていますが、取り上げられなかったことをおわび申し上げます。

それでは野口部長、講演者、発表者の皆さまには、壇上からお席にお戻りいただきます。あらためてトゥン・シン連邦法務長官、ティー・クン・ミャツ委員長、チョー・モー・ナイン ヤンゴン管区法務長官、講演者、発表者の皆さまに、盛大な拍手をお願いします。

(トゥン・シン) 司会者の方に、私から少しお願いがあるのですが、よろしいですか。われわれパネリストは、本当に大きな拍手を頂きました。われわれからも、皆さま方と司会者の方に、大きな拍手を差し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

(司会) 皆さま、研究会に長い間お付き合いいただき、どうもありがとうございました。研究会を閉会するに当たり、最後に、この研究会の共催者の一つである公益財団法人国際民商事法センター 小杉丈夫理事より、閉会のあいさつを頂きます。それでは小杉理事、よろしくをお願いします。

## 閉会挨拶

### 小杉丈夫 公益財団法人国際民商事法センター 理事

皆さま、長時間のシンポジウムで大変お疲れだと思います。簡単に、最後のあいさつを述べたいと思います。

トゥン・シン連邦法務長官、ティー・クン・ミャツ法案委員会委員長、チョー・モー・ナイン ヤンゴン管区法務長官、本日は遠いところを日本までお越しくださり、お忙しい日程の中、このような意義ある討論・講演に参加していただき、本当にありがとうございました。大変刺激的で、実りのある討論ができたのではないかと思います。

私ども国際民商事法センターは、民間から日本の法整備支援をお手伝いするというこで、1996年に設立され、今日に至ります。ミャンマーとの関係では、設立当時にマルチ研修というものがあり、各国から日本に研修員を呼んで研修をしていたのです。その中に、ミャンマーの方に入っていたことが何回かありました。それが2国間の関係ということになり、去年、タン・ヌエ 元ヤンゴン大学法学部長、それからティン・ゾウ 元ミャンマー最高裁判所研究国際関係部長をお招きして、本日のような形で講演会を開催しました。そのときと比べても、今回は両国の理解が深まって、大変深い議論ができたのではないかと思います、この発展を非常に喜んでおります。

お話を伺って、特にトゥン・シン長官の深い学識と真摯な対応に感銘を受けました。法の整備は、外国のものを取り入れ、それを自国の慣習や生活態度、文化などに合わせていかなければならない部分があり、本当に大変なことです。特にミャンマーのお話を聞いて感じを受けたのは、イギリスとの関係が非常に深いということです。日本も明治時代以降はフランス、ドイツ、戦後はアメリカの影響を受けました。今更ながら、ミャン

マーがイギリスから受けている影響は非常に深いのだということを感じたわけです。トゥン・シン長官は、stare decisis、obiter dictum、ratio decidendi というような英法の概念を随分口に出されました。pacta sunt servanda という、ローマ法以来の原則のお話もあり、きちんとした法制をベースに持っている国だと思いました。ミャンマーには世界の潮流から少し外れていた時期があり、今は法整備を一生懸命にやっていたところだと思います。こういう国とお付き合いするためには、日本の側も、ある意味では法律の原点というか、大本に立ち返って、きちんと勉強をしなければいけないということを強く感じた次第です。

もう一つは、法整備支援というと、こちらが一方向的に教えるとか、何かを差し上げるというようなニュアンスがどうしてもあります。私はこの「法整備支援」という言葉が非常に嫌いなのです。日本の側でお手伝いをしながら使っている言葉は「協働」です。英語では「コラボレーション」という言葉を使っています。受け入れ国と協働で物をつくっていく、いろいろと考えていくのが日本の立場だということで、ずっとやってきました。先ほど JICA の佐藤さんは「コオペレーション」という言葉を使ってお話をされましたが、精神は同じことだと思います。日本としては今までずっとそういう形でやってきたし、ミャンマーとの関係も全く同じだと思います。

一緒にやるということが非常に大事なのです。受け入れ国側だけが利するということでは決してありません。われわれも、カンボジアやベトナムなどでいろいろな経験をしてきました。そこで一緒にやったことによって、日本側は非常に大きなものを得られました。特に、人の養成ということです。一緒に仕事をする中で、受け入れ側はいろいろな訓練を受けて、そこから外に出ていき、また活躍なさいます。しかし、日本側がそこから得るものも非常に大きいのです。先ほど鮎京先生のお話にあったように、法整備支援といわれるところへ関与する人間だけではなく、若い人たちのお互いの教育まで考えていくというのは、大変素晴らしいことです。ミャンマーと日本の関係の中から、人の養成ということがもっと広がっていけば素晴らしいと思います。

もう一つは、今は日本とミャンマーの関係で議論をしていますが、やはりアジア全体の視点というものを決して忘れてはなりません。ミャンマーと日本で協力をしながら、アジアのために何ができるか、今アジアの視点から見て何をやっているかを考えるということが非常に大事です。日本にも民法改正という問題があります。日本で一体なぜこれを変えなければいけないかという議論のときに、アジアに出ていくことでアジアの成長を取り入れるというような考えは、決して正しくありません。むしろ日本がアジアに入って、アジアの市場を統制の取れたものにし、法の支配がきちんと確立されるようなルールが作られる環境づくりに協力しなければいけないのです。JICA と私どもは去年、そのようなシンポジウムを開催して、日本の財界や法律家に訴えたところです。そういった考えを持って、これからミャンマーと日本の間の協力関係、真のコラボレーションができていけば、大変うれしく思います。

このシンポジウムに尽力していただいた多くの方々、特に同時通訳の方々に、心からお礼を申し上げます。原稿のない通訳がたくさん行われたので、通訳の方のお力がなければ、きょうのような立派なシンポジウムはできませんでした。あらためてお礼を申し上げます。

最後に、ミャンマー連邦共和国のますますのご発展と、法整備支援を通じて、日本とミャンマーの間のコラボレーションがますます発展することを祈念して、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがと

うございました。

(司会) 小杉理事、ありがとうございました。これをもって、研究会「『ミャンマーの発展と課題』～法的側面を中心として～」を終了します。皆さま、長時間ありがとうございました。

本文中で参照された資料については多部にわたるので、掲載していませんが、ご関心のある方は、以下にご連絡いただければ、後日送付させていただきます。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-6-7 第九興和ビル別館

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野